教育委員会定例会審議結果

１　担当部署名	守谷市教育委員会　学校教育課
２　件　　名	令和８年１０月教育委員会定例会
３　概　　要	**１　開催日時** 令和８年１０月２６日（月曜日）午後１時２８分～午後２時４０分 **２　開催場所** 守谷市役所　庁議室 **３　教育長及び各委員の出欠状況** ５名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、辺見芳宏委員、石丸美紀委員） **４　説明のための職員出席者等** 教育部長　　小林　伸稔 教育部参事　直井　健治 次長兼生涯学習課長　福島　晶子 学校教育課長　染谷　真人 教育指導課長　鈴木　優子 中央図書館長　平塚　恭子 事務局員（学校教育課）　２名 **５　傍聴人** なし **６　議題** **【議決事項】** **（議決）** （１）議案第４１号　守谷市立公民館管理規則の一部改正について （２）議案第４２号　守谷市立図書館等管理運営規則の一部改正について （３）議案第４３号　教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について **【報告事項】** （１）報告第１０号　守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員について （２）報告第１１号　令和８年守谷市議会１０月臨時議会について（教育委員会関連分） 【その他】 無し
４　今後の状況	次回の定例教育委員会は、令和８年１１月１９日（木曜日）午後１時００分から開催予定

令和８年１０月教育委員会定例会

会　議　資　料

日　時　令和８年１０月２６日（月）

午後１時３０分から

場　所　守谷市役所　庁議室

令和８年１０月教育委員会定例会
会　議　次　第

日　時 令和８年１０月２６日（月）
午後１時３０分から
場　所 守谷市役所　庁議室

１　開　　会

２　会議録署名人指名

３　議決事項

議案第　　41　号 守谷市立公民館管理規則の一部改正について

議案第　　42　号 守谷市立図書館等管理運営規則の一部改正について

議案第　　43　号 教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について

４　協議事項

なし

５　報告事項

報告第　　10　号 守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員について

報告第　　11　号 令和８年守谷市議会１０月臨時議会について（教育委員会関連分）

６　その他

議案第４１号

守谷市立公民館管理規則の一部改正について

守谷市立公民館管理規則（平成２４年守谷市教育委員会規則第２号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 ８ 年１０月２６日　提　出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長　奈 幡　正
令和　　年　　月　　日　原案　決

提案理由

本案は、守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、中央図書館分室である図書室の開室時間を公民館の開館時間と合わせるため、規則の一部を改正するものです。

守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年　月　　日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第　　号

守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則

守谷市立公民館管理規則（平成２４年守谷市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第４条を削り、第５条を第４条とし、第６条から第１１条までを１条ずつ繰り上げる。

第１２条中「第５条」を「第４条」に、「第７条」を「第６条」に、「第６条」を「第５条」に、「第９条」を「第８条」に改め、同条を第１１条とし、第１３条を第１２条とする。

様式第３号及び様式第４号中「第５条」を「第４条」に改める。

様式第５号及び様式第６号中「第７条」を「第６条」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

守谷市立公民館管理規則新旧対照表

改　　正	現　　行
（削除）	（図書室の開室時間） 第４条　図書室の開室時間は、午前９時３０分から午後４時３０分までとする。
（使用料の免除） 第４条　（略） （使用日等の変更又は取消し） 第５条　（略） （使用料の返還） 第６条　（略） （遵守事項） 第７条　（略） （報告） 第８条　（略） （服務） 第９条　（略） （職務の執行） 第１０条　（略） （読替え） 第１１条　条例第４条第２項の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第２条、第３	（使用料の免除） 第５条　（略） （使用日等の変更又は取消し） 第６条　（略） （使用料の返還） 第７条　（略） （遵守事項） 第８条　（略） （報告） 第９条　（略） （服務） 第１０条　（略） （職務の執行） 第１１条　（略） （読替え） 第１２条　条例第４条第２項の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第２条、第３

条及び第４条から第６条中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第２条及び第５条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第８条中「公民館長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。 （補則） 第１２条　（略） 様式第３号（第４条関係） （略） 様式第４号（第４条関係） （略） 様式第５号（第６条関係） （略） 様式第６号（第６条関係） （略）	条及び第５条から第７条中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第２条及び第６条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第９条中「公民館長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。 （補則） 第１３条　（略） 様式第３号（第５条関係） （略） 様式第４号（第５条関係） （略） 様式第５号（第７条関係） （略） 様式第６号（第７条関係） （略）

参考資料

○守谷市立公民館管理規則

平成２４年３月２８日
教育委員会規則第２号

守谷市立公民館管理規則（平成４年守谷町教育委員会規則第１号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成２２年守谷市条例第２５号。以下「条例」という。）第２１条の規定に基づき、公民館の管理について、必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請）

第２条　公民館を使用しようとする者は、守谷市立公民館使用許可申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を教育長に提出しなければならない。ただし、別に指定するシステムにより申請を行うときは、当該システムによる申請をもって申請書の提出があったものとみなす。

２　前項の申請は、使用予定日から起算して２箇月前から使用予定日の３日前まで受け付けるものとする。ただし、教育長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

３　前項の規定にかかわらず、中央公民館ホール、郷州公民館集会室、高野公民館多目的ホール又は北守谷公民館多目的ホールを使用しようとする者は、使用予定日の属する年度の前年度の１月又は当該使用予定日の６箇月前から次の各号に掲げる日まで、申請書を教育長に提出することができる。

（１）中央公民館ホール　１箇月前

（２）郷州公民館集会室、高野公民館多目的ホール又は北守谷公民館多目的ホール　３日前

４　市内の団体（その団体を構成する者のうち、守谷市に在住する者の割合が７割以上を占める団体をいう。）その他教育長が適当と認める者であって、

公民館を定期的に使用しようとする者は、教育長の指定する期間に、委員会に申請書に代えて、定期使用計画書等を提出し、教育長の許可を得なければならない。

５　第１項及び第３項の申請を市外の団体（その団体を構成する者のうち、守谷市に在住する者の割合が７割に満たない団体をいう。）が行うときは、第２項中「２箇月前」とあるのは「１箇月前」と、第３項中「前年度の１月」とあるのは「４月」と、「６箇月前」とあるのは「３箇月前」と読み替えるものとする。

（使用許可及び使用料）

第３条　教育長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、使用料の納入を確認した上で守谷市立公民館使用許可書兼領収書（様式第２号）を申請者に交付するものとする。

２　使用料の支払における手数料は申請者の負担とする。

（図書室の開室時間）

第４条　図書室の開室時間は、午前９時３０分から午後４時３０分までとする。

（使用料の免除）

第５条　使用料の免除を受けようとする者は、守谷市立公民館使用料免除申請書（様式第３号）を教育長に提出しなければならない。

２　教育長は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を決定し、守谷市立公民館使用料免除決定通知書（様式第４号）を申請者に交付するものとする。

（使用日等の変更又は取消し）

第６条　公民館の使用許可を受けた者は、当該許可に係る使用日等を変更又は取消ししようとするときは、委員会に申し出て、教育長の許可を得なければならない。

２　前項の申出の受付期間は、第２条第２項の規定を準用する。

（使用料の返還）

第７条　条例第１１条第３項ただし書の規定により、使用料の返還を求める者は、守谷市立公民館使用料返還申請書（様式第５号。以下「返還申請書」という。）を教育長に提出しなければならない。ただし、別に指定するシステムにより返還申請を行うときは、当該システムによる申請をもって返還申請書の提出があったものとみなす。

２　教育長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、返還することが適当と認められるときは、守谷市立公民館使用料返還決定通知書（様式第６号）により、当該返還申請者に通知するものとする。ただし、教育長が当該通知書の通知が不要と認めたときは、通知書の交付を省略することができる。

３　申請者は、第３条第２項の規定により負担した手数料は、請求することができない。

（遵守事項）

第８条　使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）許可なく広告物の掲示及び配布、看板及び立札の設置その他これらに類する行為をしないこと。

（２）所定の場所以外において、喫煙及び火気の使用をしないこと。

（３）許可を受けていない施設等を使用しないこと。

（４）許可なく物品の販売その他これに類する行為をしないこと。

（５）前各号に掲げるもののほか、管理上支障がある行為をしないこと。

（報告）

第９条　公民館長は、各月の事業計画及びその実施状況を教育長に報告しなければならない。

（服務）

第１０条　職員の服務については、守谷市職員服務規程（昭和５２年守谷町規程第５号）の例による。

（職務の執行）

第１１条　職員の職務の執行については、守谷市職務執行基本規程（平成６年守谷町規程第４号）の例による。

（読替え）

第１２条　条例第４条第２項の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第２条、第３条及び第５条から第７条中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第２条及び第６条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第９条中「公民館長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（補則）

第１３条　この規則に定めるもののほか、公民館の管理について必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前にこの規則による改正前の守谷市立公民館管理規則の規定によりなされた処分、申請その他の行為であって同日以後の使用に係るものは、この規則による改正後の守谷市立公民館管理規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和４年９月１日教委規則第５号）

この規則は、令和５年１月４日から施行する。

附　則（令和５年３月１４日教委規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の守谷市立公民館管理規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

守谷市立公民館使用許可申請書

申請番号		年　月　日

様

申請者　住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電話

FAX

使用責任者　住所

氏名

電話

FAX

公民館の使用を、次のとおり申請します。

催事区分	
催事詳細	
使用内容	

使用年月日	使用時間	使用部屋	使用目的		基本料
			営利/非営利	使用予定人数	

様式第2号(第3条関係)

守谷市立公民館使用許可書兼領収書

申請番号		年　月　日

申　請　者　住　　所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電　　話

F　A　X

使用責任者　住　　所

氏　　名

電　　話

F　A　X

印

公民館の使用を、次のとおり許可します。

催事区分	
催事詳細	
使用内容	

使用年月日	使用時間	使用部屋	使用目的		基本料
			営利/非営利	使用予定人数	

様式第3号(第5条関係)

守谷市立公民館使用料免除申請書

申請番号		年　月　日

様

申請者　住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電話

使用責任者　住所

氏名

電話

公民館の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。

使用年月日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)

申請理由		
	基本料合計	
	減免額合計	
	減額	
	加算額	
	使用料	

様式第4号(第5条関係)

守谷市立公民館使用料免除決定通知書

申請番号		年　月　日

申請者　住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電話

使用責任者　住所

氏名

電話

印

公民館の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。

使用年月日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)

申請理由	基本料合計	
	減免額合計	
	減額	
	加算額	
	使用料	

様式第5号(第7条関係)

守谷市立公民館使用料返還申請書

申請番号		年　月　日

様

申請者　住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電話

使用責任者　住所

氏名

電話

公民館の使用料の還付を申請します。

使用年月日	使用時間	使用部屋	申請理由	使用料

返還申請理由			
使用許可年月日		返還申請額	

様式第6号(第7条関係)

守谷市立公民館使用料返還決定通知書

申請番号		年　月　日

申請者　住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電話

使用責任者　住所

氏名

電話

印

公民館の使用料の還付を次のとおり承認します。

使用年月日	使用時間	使用部屋	返還理由	使用料

返還申請理由

使用許可年月日		返還申請額	
返還額			
充当額			
返金額			

様式第１号（第２条関係）

様式第２号（第３条関係）

様式第３号（第５条関係）

様式第４号（第５条関係）

様式第５号（第７条関係）

様式第６号（第７条関係）

参考資料

○守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例

平成２２年１２月２日

条例第２５号

守谷市立公民館の設置及び管理等に関する条例（平成４年守谷町条例第２号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項の規定に基づき、守谷市立公民館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　設置する公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、別表第１のとおりとする。

（職員）

第３条　公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

（管理）

第４条　公民館は、守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理する。

２　前項の規定にかかわらず、公民館（守谷市大野公民館を除く。第１１条及び第１７条から第１９条までにおいて同じ。）は、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理の全部又は一部を行わせることができる。

（事業）

第５条　公民館は、次に掲げる事業を行う。

（１）社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第２２条に規定する事業

（２）地域社会活動の用に供する事業

（３）その他教育委員会が認めた事業

（休館日）

第６条　公民館の休館日は、次のとおりとする。

（１）毎月第２水曜日

（２）１２月２９日から翌年１月３日まで

２　前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（開館時間等）

第７条　公民館は、午前９時に開館し、午後５時に閉館するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、開館の時間を１時間以内の範囲内において繰り上げ、又は閉館の時間を４時間以内の範囲内において繰り下げることができる。

（使用の許可）

第８条　公民館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

２　教育委員会は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第９条　教育委員会は、公民館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用を許可しない。

（１）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

（２）施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（３）その他公民館を使用させることが適当でないと認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第１０条　教育委員会は、第８条の規定により公民館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用

の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは使用の許可の内容を変更することができる。

（１）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２）第８条第２項の規定による許可の条件に違反したとき。

（３）許可を受けた目的以外に使用したとき。

（４）虚偽の申請その他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。

２　前項の規定による使用許可の取消し等により使用者に損失が生じても、教育委員会は、その責めを負わない。

（使用料）

第１１条　公民館の使用料は、別表第２に定めるとおりとする。

２　使用者は、使用許可書の交付を受けるときまでに、使用料を納付しなければならない。

３　徴収した使用料は、返還しない。ただし、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（１）使用者の責めに帰することができないやむを得ない理由により、公民館を使用しなかったとき。

（２）公民館の使用予定日の１５日前までに（中央公民館ホールにあっては使用予定日の１月前までに）、使用の取消しを申し出たとき。

（使用料の免除）

第１２条　市長は、公民館の使用の目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料を免除することができる。

（１）社会教育関係団体、社会福祉関係団体、官公署その他これらに類する団体が、その事業のために使用するもの

（２）前号に掲げる団体以外の団体が、社会教育又は社会福祉に関する事業のために使用するもの

（３）市の主催する研修、講座等を修了して結成した団体が、当該講座等が

終了した日から起算して１年以内にその事業のために使用するもの

（４）前各号に掲げるもののほか、使用料を免除することが適当であると認めるもの

（特別の設備等）

第１３条　使用者は、公民館の施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第１４条　使用者は、その使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第１５条　使用者は、公民館の施設の使用を終了したときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第１６条　使用者は、公民館の施設若しくはその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（利用料金）

第１７条　第４条第２項の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合は、第１１条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者が別に定める利用料金を納めなければならない。

２　利用料金の額は、別表第２に定める使用料の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

３　指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の免除をすることができる。

４　市長は、指定管理者に対し、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（指定管理者の業務）

第１８条　第４条第２項の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（１）第５条に規定する事業に関する業務

（２）第８条に規定する使用の許可に関する業務

（３）第９条に規定する使用の制限に関する業務

（４）第１０条に規定する使用許可の取消し等に関する業務

（５）第１３条に規定する特別の設備等の承認に関する業務

（６）前条に規定する利用料金に関する業務

（７）公民館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務

（８）その他教育委員会が定める業務

(管理の基準)

第１９条　第４条第２項の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に公民館の運営を行うこと。

（２）公民館の施設及び附属設備の維持管理を適切に行うこと。

（３）指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(読替え)

第２０条　第４条第２項の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第６条第２項及び第７条第２項中「教育委員会が特に必要と認めたとき」とあるのは「指定管理者は、教育委員会の承認を得て」と、第８条から第１０条まで及び第１３条中「公民館」とあるのは「公民館（守谷市大野公民館を除く。）」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第２１条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２４年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第１の規定は、平成２２年１２月１０日から施行する。

（準備行為）

２　第４条第２項の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合において、指定管理者の指定及びその指定に関し必要なその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

３　施行日前にこの条例による改正前の守谷市立公民館の設置及び管理等に関する条例の規定によりなされた処分、申請その他の行為であって施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

４　施行日前に行われた公民館の使用の許可であって施行日以後の使用に係るものの使用料は、なお従前の例による。

（守谷市公共施設の暴力排除に関する条例の改正）

５　守谷市公共施設の暴力排除に関する条例（平成２０年守谷市条例第４号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成２５年１２月１８日条例第２１号）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例、もりや学びの里設置及び管理に関する条例、守谷市運動公園の設置及び管理に関する条例、守谷市市民交流プラザの設置及び管理に関する条例、守谷市南

守谷児童センターの設置及び管理に関する条例、守谷市隣保館の設置及び管理に関する条例、守谷市土に親しむ農園等貸付事業実施条例、守谷市自転車駐車場設置及び管理に関する条例及び守谷市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月２６日条例第１０号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月２２日条例第１７号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月２４日条例第１２号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）略（設置する公民館の名称、位置及び対象区域）

別表第２（第１１条、第１７条関係）略（使用料・利用料金）

議案第４２号

守谷市立図書館等管理運営規則の一部改正について

守谷市立図書館等管理運営規則（平成７年守谷町教育委員会規則第３号）の一部を別紙のように改正する。

令和 ８ 年１０月２６日　提　出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長　奈 幡　正
令和　　年　　月　　日　原案　決

提案理由

本案は、条例改正に伴う施設名称の整理及び様式の改訂を行うとともに、電子手続きの導入や貸出ルールの見直しを行い、デジタル化への対応と適正な施設運営を図るため、規則の一部を改正するものです。

守谷市立図書館等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月　日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第　　号

守谷市立図書館等管理運営規則の一部を改正する規則

守谷市立図書館等管理運営規則（平成７年守谷町教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第６号中「集会室及び視聴覚室等」を「第１８条に規定する集会施設」に改める。

第５条を次のように改める。

（利用者登録）

第５条　個人で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、本人であることを証明する書類等を提示するとともに、図書館利用申込書（様式第１号。以下「利用申込書」という。）を館長に提出して利用者登録をし、図書館利用カード（様式第２号。以下「利用カード」という。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）による情報処理の用に供されるものをいう。）であって利用者を識別するための符号（以下利用カード及び当該符号を総称して「利用カード等」という。）の交付又は付与を受けなければならない。この場合において、利用カード等の交付又は付与を受けた者は、市内に居住する者にあっては５年ごとに、それ以外の者にあっては１年ごとに本人であることを証明する書類等を提示し、住所等の確認を受けなければならない。

２　電子情報処理組織（館長の使用に係る電子計算機と利用申込書を提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を用いて利用申込書に記載すべき情報を入力し、当該情報を館長に送信した場合は、当該情報の受信をもって、利用申込書の提出があったものとみなす。

３　第１項の利用カード等の有効期限は、無期限とする。ただし、利用カード等の最後の利用から１０年を経過したときは、当該利用カード等は、その効力を失うものとする。

４　館長は、前項ただし書の規定により効力を失った利用カード等に係る利用申込書の情報を破棄するものとする。ただし、当該利用者から返却されていない図書館資料があるときは、この限りでない。

５　館長は、特に必要があると認めた場合は、第３項の有効期限を制限することができる。

第６条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「利用カード」を「利用カード等」に改め、同条第１号中「利用カード申込書」を「利用申込書」に改め、同条第２号中「利用カード」を「利用カード等」に改め、同条第３号中「利用カード」を「利用カード等」に、「の使用」を「が使用したこと」に改める。

第７条を次のように改める。

（個人貸出し）

第７条　個人貸出しにおける図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。

資料区分	貸出数	貸出期間	備考
図書資料	制限なし	２週間以内	図書、紙芝居、雑誌
視聴覚資料	２点以内	２週間以内	コンパクトディスク、ＤＶＤ

２　図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用カード等を提示し、又は利用カード等の読み取りに必要な機器に供しなければならない。

３　図書館資料の貸出しを受けようとする者は、当該図書館資料の貸出予約をすることができる。

４　第１項の貸出期間は、当該期間内に館長に申し出ることにより、２回を限度として延長することができる。この場合において、延長期間は、各回の延長の申出をした日から起算してそれぞれ２週間以内とする。

５　前項の規定にかかわらず、第３項の規定による予約がある図書館資料については、貸出期間を延長することができない。

６　貸出しを受けた図書館資料の返却を延滞している者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該資料を返却するまで、それぞれ当該各号に定める制限を受ける。

（１）督促を受けた場合　新たな図書館資料（予約を含む。）の貸出し及び新たな予約をすることができない。

（２）他の利用者による貸出予約がある図書館資料の返却を延滞している場合　予約により確保された図書館資料の貸出しを受けることができない。

７　館長は、特に必要があると認めたときは、前各項までの規定にかかわらず、貸出数、貸出期間、予約及び延長について、これと異なる取扱いをし、又は制限することができる。

第９条中「図書館団体利用カード申込書」を「図書館団体利用申込書」に、「利用カード」を「利用カード等」に、「交付」を「交付又は付与」に改める。

第１０条に次の１項を加える。

２　第６条及び第７条第７項の規定は、団体貸出しにおいて準用する。

第１１条を次のように改める

第１１条　削除

第１３条第１項中「利用カードの交付」を「利用カード等の交付又は付与」に改める。

第１４条の表中「ビデオテープ、コンパクトディスク、カセットテープ、ＤＶＤ」を「コンパクトディスク、ＤＶＤ」に改める。

第１６条（見出しを含む。）中「返納」を「返却」に改める。

第１７条を次のように改める

第１７条　削除

第１８条中「団体」の次に「その他館長が適当と認める者」を加え、同条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、同条第４号中「活動室」を「室」に改め、同号を同条第３号とする。

第１９条第１項中「様式第５号」の次に「。以下「利用申請書」という。」を加え、第４項中「第１項の申請書」を「利用申請書」に、「第２項に規定する許可書」を「第３項に規定する利用許可書」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「第１項」の次に「及び第２項」を加え、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項に規定する申請書」を「利用申請書」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（図書館の使用に係る電子計算機と集会施設を利用しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を用いて、利用申請書に記載すべき情報を入力し、当該情報を館長に送信した場合は、当該情報の受信をもって、利用申請書の提出があったものとみなす。

第２１条第２項に次のただし書を加える。

ただし、寄贈にあっては、原則として寄贈資料受付票（様式第８号）により行うものとする。

第２１条第３項中「受けたときは」を「受けた場合において、申込者から申出があったときは」に、「様式第８号」を「様式第９号」に改める。

様式第１号から様式第３号までを次のように改める。

様式第１号(第５条関係)

図書館利用申込書（高校生以上）

			年　月　日申込み
ふりがな			
氏　名			
生年月日	年　月　日生まれ	性　別	1. 男　2. 女
住　所	（〒　－　）　アパート・社宅など （自宅℡　－　－　）（携帯℡　－　－　）		
勤務先または学校名 **（市外居住者）**	名称： 住所：守谷市 （℡　－　－　）		

利用者番号		再発行・番号置換(旧 No.　)	
□新規登録(市内・在勤・在学・広域) □ 変更届 (利用者区分・姓・住所・℡・その他(　))			
確　認	□ 身分証確認 (運免・マイナ・他 (　)) □ 在勤・在学先確認 □ 有効期限更新 (／　) □ コメント(入力 ／　・削除 ／　) □ 入力確認 (／　) □ 再確認 (／　)		

守谷中央図書館

図書館利用申込書（中学生以下）
（としょかんりようもうしこみしょ　ちゅうがくせいいか）

			年　月　日申込み
ふりがな			
なまえ			
たんじょうび	年　月　日生まれ	せいべつ	1. おとこ　2. おんな
じゅうしょ	（〒　－　）　アパート・社宅など （家の☎　－　－　）（けいたい☎　－　－　）		
ふりがな			
保護者名			
在学先 **（市外居住者）**	名称： 住所：守谷市 （☎　－　－　）		

利用者番号		再発行・番号置換(旧 No.　)	
□新規登録(市内・在勤・在学・広域) □ 変更届 (利用者区分・姓・住所・℡・その他(　))			
確　認	□ 身分証確認 (運免・ＢＳ・マイナ・他 (　)) □ 在学先確認 □ 有効期限更新 (／　) □ コメント(入力 ／　・削除 ／　) □ 入力確認 (／　) □ 再確認 (／　)		

守谷中央図書館

様式第２号(第５条、第９条、第１３条関係)



（表）

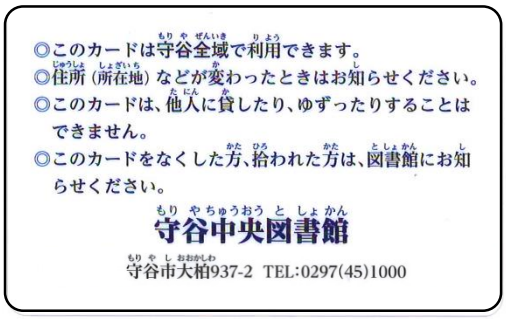

（裏）

様式第３号(第９条関係)

図書館団体利用申込書

守谷中央図書館

年　月　日申込み

ふりがな		利用人数
団体名		人
所在地	(〒　－　)　アパート・社宅など (TEL　－　－　)	
代表者の住所・名前	(〒　－　)　アパート・社宅など (TEL　－　－　)	
利用者コード		住所コード
□新規登録　□変更届　□再発行　(旧No.　)		
確認	□身分証確認　□入力確認	

様式第７号中「㊞」を削る。

様式第８号を次のように改める。

様式第８号(第２１条関係)

NO. ＿＿＿＿＿＿＿＿

館長	副館長	分類担当	受付

寄贈資料受付票

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿等　＿＿＿＿＿冊

年　　月　　日

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　前　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第８号の次に次の１様式を加える。

様式第９号(第２１条関係)

受贈（受託）証

様

寄贈（寄託）申込のあった別紙の資料を受領しました。

年　　月　　日

図書館長

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

守谷市立図書館等管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改　　正	現　　行
（事業） 第４条　図書館は、次に掲げる事業を行う。 （１）から（５）まで（略） （６）集会施設（第１８条に規定する集会施設をいう。以下同じ。）の提供 （７）から（１０）まで（略） ２及び３　（略） （利用者登録） 第５条　個人で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、本人であることを証明する書類等を提示するとともに、図書館利用申込書（様式第１号。以下「利用申込書」という。）を館長に提出して利用者登録をし、図書館利用カード（様式第２号。以下「利用カード」という。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）による情報処理の用に供されるものをいう。）であって利用者を識別するための符号（以下利用カード及び当該符号を総称して「利用カード等」という。）の交付又は付与を受けなければならない。この場合において、利用カード等の交付又は付	（事業） 第４条　図書館は、次に掲げる事業を行う。 （１）から（５）まで（略） （６）集会施設（集会室及び視聴覚室等　　をいう。以下同じ。）の提供 （７）から（１０）まで（略） ２及び３　（略） （貸出しの手続） 第５条　図書館資料の貸出しを受けようとする者は、本人であることを証明する書類等を提示するとともに、図書館利用カード申込書（様式第１号）を館長に提出し、図書館利用カード（様式第２号。以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。 ２　前項の利用カードの有効期限は、無期限とする。ただし、５年ごとに前項の書類等で住所等の確認を行う。 ３　館長が特に必要があると認めた場合は、前項の有効期限を制限することができる。

与を受けた者は、市内に居住する者にあっては５年ごとに、それ以外の者にあっては１年ごとに本人であることを証明する書類等を提示し、住所等の確認を受けなければならない。 ２　電子情報処理組織（館長の使用に係る電子計算機と利用申込書を提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を用いて利用申込書に記載すべき情報を入力し、当該情報を館長に送信した場合は、当該情報の受信をもって、利用申込書の提出があったものとみなす。 ３　第１項の利用カード等の有効期限は、無期限とする。ただし、利用カード等の最後の利用から１０年を経過したときは、当該利用カード等は、その効力を失うものとする。 ４　館長は、前項ただし書の規定により効力を失った利用カード等に係る利用申込書の情報を破棄するものとする。ただし、当該利用者から返却されていない図書館資料があるときは、この限りでない。 ５　館長は、特に必要があると認めた場合は、第３項の有効期限を制限することができる。	
（利用カード等の取扱い） 第６条　利用カード等の取扱いは、次に定めるとおりとする。	（利用カード　の取扱い） 第６条　利用カード　の取扱いは、次に定めるとおりとする。
（１）利用カードを紛失したとき、又は利用申込書　の記載事項に変更が生じたときは、速やかに館長	（１）利用カードを紛失したとき、又は利用カード申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに館長

に届け出なければならない。

（２）利用カード等は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（３）利用カード等が登録者本人以外の者が使用したことにより損害が生じた場合には、その責めは登録者本人に帰するものとする。

（個人貸出し）

第７条　個人貸出しにおける図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。

資料区分	貸出数	貸出期間	備考
図書資料	制限なし	２週間以内	図書、紙芝居、雑誌
視聴覚資料	２点以内	２週間以内	コンパクトディスク、ＤＶＤ

２　図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用カード等を提示し、又は利用カード等の読み取りに必要な機器に供しなければならない。

３　図書館資料の貸出しを受けようとする者は、当該図書館資料の貸出予約をすることができる。

４　第１項の貸出期間は、当該期間内に館長に申し出ることにより、２回を限度として延長することができる。この場合において、延長期間は、各回の延長の申出をした日から起算してそれぞれ２週間以内とする。

５　前項の規定にかかわらず、第３項の規定による予約がある図書館資料については、貸出期間を延長することができない。

に届け出なければならない。

（２）利用カード　は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（３）利用カード　が登録者本人以外の者の使用　により損害が生じた場合には、その責めは登録者本人に帰するものとする。

（個人貸出しにおける貸出数及び貸出期間）

第７条　個人貸出しにおける図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。

資料区分	貸出数	貸出期間	備考
図書資料	制限なし	２週間以内	図書、紙芝居、雑誌
視聴覚資料	２点以内	２週間以内	ビデオテープ、コンパクトディスク、カセットテープ、ＤＶＤ

２　館長は、特に必要があると認めた場合は、前項の貸出数及び貸出期間を制限することができる。

３　館長は、図書館資料の利用者から継続利用の申出があったときは、２週間を限度として承認することができる。

６　貸出しを受けた図書館資料の返却を延滞している者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該資料を返却するまで、それぞれ当該各号に定める制限を受ける。 （１）督促を受けた場合　新たな図書館資料（予約を含む。）の貸出し及び新たな予約をすることができない。 （２）他の利用者による貸出予約がある図書館資料の返却を延滞している場合　予約により確保された図書館資料の貸出しを受けることができない。 ７　館長は、特に必要があると認めたときは、前各項までの規定にかかわらず、貸出数、貸出期間、予約及び延長について、これと異なる取扱いをし、又は制限することができる。	
（貸出しの手続） 第９条　団体（市内の官公署、学校、事業所、読書団体、社会教育関係団体等をいう。以下同じ。）で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、図書館団体利用申込書（様式第３号）を館長に提出して貸出登録をし、利用カード等の交付又は付与を受けなければならない。	（貸出しの手続） 第９条　団体（市内の官公署、学校、事業所、読書団体、社会教育関係団体等をいう。以下同じ。）で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、図書館団体利用カード申込書（様式第３号）を館長に提出して貸出登録をし、利用カード　の交付　を受けなければならない。
（団体貸出しにおける貸出数及び貸出期間） 第１０条　（略）	（団体貸出しにおける貸出数及び貸出期間） 第１０条　（略）
２　第６条及び第７条第７項の規定は、団体貸出しにおいて準用する。	（新設）
	（準用規定）

第１１条　削除

（貸出しの対象者及び手続）

第１３条　配送等により図書館資料の貸出しを受けることができる者は、利用カード等の交付又は付与を受けた者で次に掲げる者とする。

（１）及び（２）（略）

２　（略）

（配送等貸出しにおける貸出数及び貸出期間）

第１４条　配送等貸出しにおける図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。

資料区分	貸出数	貸出期間	備考
図書資料	制限なし	１箇月以内	図書、紙芝居、雑誌
視聴覚資料	２点以内	１箇月以内	コンパクトディスク、ＤＶＤ

（配送等貸出しにおける図書館資料の返却）

第１６条　配送等貸出しにおける図書館資料の返却については、館長が別に定める。

第１７条　削除

（利用の対象）

第１８条　館長は、第４条に規定する事業を実施する団

第１１条　第６条及び第７条第２項の規定は、団体貸出しにおいて準用する。

（貸出しの対象者及び手続）

第１３条　配送等により図書館資料の貸出しを受けることができる者は、利用カードの交付を受けた者で次に掲げる者とする。

（１）及び（２）（略）

２　（略）

（配送等貸出しにおける貸出数及び貸出期間）

第１４条　配送等貸出しにおける図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。

資料区分	貸出数	貸出期間	備考
図書資料	制限なし	１箇月以内	図書、紙芝居、雑誌
視聴覚資料	２点以内	１箇月以内	ビデオテープ、コンパクトディスク、カセットテープ、ＤＶＤ

（配送等貸出しにおける図書館資料の返納）

第１６条　配送等貸出しにおける図書館資料の返納については、館長が別に定める。

（準用規定）

第１７条　第７条第２項の規定は、配送等貸出しにおいて準用する。

（利用の対象）

第１８条　館長は、第４条に規定する事業を実施する団

体その他館長が適当と認める者に対し、次に掲げる集会施設を利用させることができる。	体に対し、次に掲げる集会施設を利用させることができる。
（削除）	（１）図書館視聴覚室
（１）（略）	（２）（略）
（２）（略）	（３）（略）
（３）図書館ボランティア室	（４）図書館ボランティア活動室
（利用の手続）	（利用の手続）
第１９条　集会施設を利用しようとする者は、守谷市立図書館利用申請書（様式第５号。以下「利用申請書」という。）を提出し、館長の許可を受けなければならない。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。	第１９条　集会施設を利用しようとする者は、守谷市立図書館利用申請書（様式第５号）を提出し、館長の許可を受けなければならない。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（図書館の使用に係る電子計算機と集会施設を利用しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を用いて、利用申請書に記載すべき情報を入力し、当該情報を館長に送信した場合は、当該情報の受信をもって、利用申請書の提出があったものとみなす。	（新設）
３　館長は、利用申請書を審査し、支障がないと認めたときは、守谷市立図書館利用許可書（様式第６号）を申請者に交付するものとする。	２　館長は、前項に規定する申請書を審査し、支障がないと認めたときは、守谷市立図書館利用許可書（様式第６号）を申請者に交付するものとする。
４　第１項及び第２項の規定に基づく申請は、集会施設を利用しようとする日から起算して２箇月前からとす	３　第１項の規定に基づく申請は、集会施設を利用しようとする日から起算して２箇月前からとす

る。	る。
5　集会施設を定期的に使用する者その他館長が適当と認める者は、定期使用計画書等を提出して館長の承認を得ることによって、利用申請書　　の提出を省略することができる。この場合において、第３項に規定する利用許可書の交付を省略することができる。	4　集会施設を定期的に使用する者その他館長が適当と認める者は、定期使用計画書等を提出して館長の承認を得ることによって、第１項の申請書の提出を省略することができる。この場合において、第２項に規定する許可書　　の交付を省略することができる。
（寄贈及び寄託）	（寄贈及び寄託）
第２１条　（略）	第２１条　（略）
２　図書館資料の寄贈又は寄託は、寄贈（寄託）申込書（様式第７号）により、館長の承認を得て行うものとする。ただし、寄贈にあっては、原則として寄贈資料受付票（様式第８号）により行うものとする。	２　図書館資料の寄贈又は寄託は、寄贈（寄託）申込書（様式第７号）により、館長の承認を得て行うものとする。
３　館長は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けた場合において、申込者から申出があったときは、申込者に対し、受贈（受託）証（様式第９号）を交付するものとする。	３　館長は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けたときは　　、申込者に対し、受贈（受託）証（様式第８号）を交付するものとする。
４から６まで　（略）	４から６まで　（略）

様式第１号（第５条関係）

図書館利用申込書（高校生以上）

年　月　日申込み

ふりがな 氏名	
生年月日	年　月　日生まれ　性別　1. 男　2. 女
住所	（〒　－　）　アパート・社宅など （自宅℡　－　－　）（携帯℡　－　－　）
勤務先または学校名 （市外居住者）	名称： 住所：守谷市 （℡　－　－　）

利用者番号	再発行・番号置換(旧 No.　)
□新規登録（市内・在勤・在学・広域）　□　変更届（利用者区分・姓・住所・℡・その他(　)）	
確認	□ 身分証確認（運免・マイナ・他（　））□ 在勤・在学先確認　□ 有効期限更新（　／　） □ コメント（入力　／　・削除　／　）□ 入力確認（　／　）□ 再確認（　／　）

守谷中央図書館

としょかんりようもうしこみしょ　ちゅうがくせいいか
図書館利用申込書（中学生以下）

年　月　日申込み

ふりがな なまえ	
たんじょうび	年　月　日生まれ　せいべつ　1. おとこ　2. おんな
じゅうしょ	（〒　－　）　アパート・社宅など （家の☎　－　－　）（けいたい☎　－　－　）
ふりがな 保護者名	
在学先 （市外居住者）	名称： 住所：守谷市 （☎　－　－　）

利用者番号	再発行・番号置換(旧 No.　)
□新規登録（市内・在勤・在学・広域）　□　変更届（利用者区分・姓・住所・℡・その他(　)）	
確認	□ 身分証確認（運免・ＢＳ・マイナ・他（　））□ 在学先確認　□ 有効期限更新（　／　） □ コメント（入力　／　・削除　／　）□ 入力確認（　／　）□ 再確認（　／　）

守谷中央図書館

様式第１号（第５条関係）

（一般用）え

図書館利用カード申込書

守谷市立図書館

年　月　日申込み

ふりがな 氏名	
生年月日	年　月　日生まれ　性別　1 男　2 女
住所	（〒　—　）　アパート・社宅など （☎　—　—　）
勤務先又は学校名 （市外居住者）	（☎　—　—　）

利用者コード	住所コード
□ 新規登録　□ 変更届　□ 再発行（旧No.　）	
確認	□ 身分証確認　□ 入力確認

（児童、生徒用）

としょかんりよう　もうしこみしょ
図書館利用カード申込書

守谷市立図書館

ねん　がつ　にちもうしこ
年　月　日申込み

ふりがな なまえ 名前	
たんじょうび 誕生日	ねん　がつ　にち 年　月　日うまれ　せいべつ　おとこ　おんな 性別　1 男　2 女
じゅうしょ 住所	（〒　—　） （☎　—　—　）
ほごしゃめい 保護者名	

利用者コード	住所コード
□ 新規登録　□ 変更届　□ 再発行（旧No.　）	
確認	□ 身分証確認　□ 入力確認

様式第２号（第５条、第９条、第１３条関係）



（表）

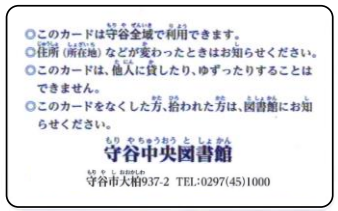

（裏）

様式第２号（第５条、第９条、第１３条関係）

（表）

図　書　館　利　用　カ　ー　ド

氏名又は団体名

利　用　者　コ　ー　ド

MORIYA

LIBRARY

（裏）

◎このカードは守谷市全域で利用できます。

◎住所(所在地)などが変わったときはお知らせください。

◎このカードは、他人に貸したり、ゆずったりすることはできません。

◎このカードをなくした方、拾われた方は、図書館にお知らせください。

守谷中央図書館

守谷市大柏937―2　☎0297(45)1000

様式第３号（第９条関係）

図書館団体利用申込書

守谷中央図書館

	年　月　日申込み	
ふりがな		利用人数
団体名		人
所在地	（〒　－　）　アパート・社宅など （℡　－　－　）	
代表者の住所・名前	（〒　－　）　アパート・社宅など （℡　－　－　）	
利用者コード		住所コード
□新規登録　□変更届　□再発行（旧No.　）		
確認	□身分証確認　□入力確認	

様式第７号（第２１条関係）

寄贈（寄託）申込書

年　月　日

図書館長　宛て

住所

氏名

別紙のとおり資料を寄贈(寄託)したいので申し込みます。

様式第３号（第９条関係）

図書館団体利用カード申込書

守谷市立図書館

	年　月　日申込み	
ふりがな		利用人数
団体名		人
所在地	（〒　―　）　アパート・社宅など （☎　―　―　）	
代表者の住所・名前	（〒　―　）　アパート・社宅など （☎　―　―　）	
利用者コード		住所コード
□新規登録　□変更届　□再発行(旧No.　)		
確認	□身分証確認　□入力確認	

様式第７号（第２１条関係）

寄贈（寄託）申込書

年　月　日

図書館長　宛て

住所

氏名　㊞

別紙のとおり資料を寄贈(寄託)したいので申し込みます。

様式第８号（第２１条関係）

NO. _____

館長	副館長	分類担当	受付

寄贈資料受付票

_____等　_____冊

年　月　日

住　所 _____

名　前 _____

様式第９号（第２１条関係）

受贈（受託）証

様

寄贈（寄託）申込のあった別紙の資料を受領しました。

年　月　日

図書館長

様式第８号（第２１条関係）

受　贈　（受　託）　証

様

寄贈(寄託)申込みのあった別紙の資料を確かに受け入れました。

年　月　日

図書館長　㊞

（新設）

○守谷市立図書館等管理運営規則

平成７年３月３１日
教育委員会規則第３号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例（平成２７年守谷市条例第２１号）に規定する守谷市立図書館（以下「図書館」という。）及び守谷市立図書館分室（以下「分室」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において「図書館資料」とは、図書館法（昭和２５年法律第１１８号。以下「法」という。）第３条第１号に規定する図書館資料をいう。

（運営方針）

第３条　図書館及び分室（以下これらを総称して「図書館等」という。）は、市民の図書館資料への要望にこたえて、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動によって市民の教養、調査研究及びレクリエーション等の向上に寄与する。

２　図書館等の奉仕は、全ての市民への均質なサービスを目標として図書館網を整備し、組織的、効率的運営を図ることを基本とする。

３　図書館は、利用者の読書の自由とプライバシーを守るため必要な措置を講じる。

第２章　図書館奉仕

第１節　実施事業

（事業）

第４条　図書館は、次に掲げる事業を行う。

（１）図書館資料の収集、整理及び保存

（２）個人貸出し、団体貸出し及び配送貸出し

（３）読書案内及び読書相談

（４）時事に関する情報並びに参考資料の紹介及び提供

（５）読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会及び資料展示会等の主催並びに奨励

（６）集会施設（集会室及び視聴覚室等をいう。以下同じ。）の提供

（７）館報その他読書資料等の発行及び頒布

（８）他の図書館、学校、公民館その他の機関との連絡、協力及び資料の相互貸借

（９）読書団体、地域図書館活動を行う団体等との連絡及び協力

（１０）図書館資料の複写

２　分室は、前項第１号から第４号まで及び第９号の事業を行う。

３　図書館等は、前２項に掲げる事業のほか、図書館等の設置目的を達成するために必要な事業を行う。

第２節　個人貸出し

（貸出しの手続）

第５条　図書館資料の貸出しを受けようとする者は、本人であることを証明する書類等を提示する

とともに、図書館利用カード申込書（様式第１号）を館長に提出し、図書館利用カード（様式第２号。以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。

２　前項の利用カードの有効期限は、無期限とする。ただし、５年ごとに前項の書類等で住所等の確認を行う。

３　館長が特に必要があると認めた場合は、前項の有効期限を制限することができる。

（利用カードの取扱い）

第６条　利用カードの取扱いは、次に定めるとおりとする。

（１）利用カードを紛失したとき、又は利用カード申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

（２）利用カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（３）利用カードが登録者本人以外の者の使用により損害が生じた場合には、その責めは登録者本人に帰するものとする。

（個人貸出しにおける貸出数及び貸出期間）

第７条　個人貸出しにおける図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。

資料区分	貸出数	貸出期間	備考
図書資料	制限なし	２週間以内	図書、紙芝居、雑誌
視聴覚資料	２点以内	２週間以内	ビデオテープ、コンパクトディスク、カセットテープ、DVD

２　館長は、特に必要があると認めた場合は、前項の貸出数及び貸出期間を制限することができる。

３　館長は、図書館資料の利用者から継続利用の申出があったときは、２週間を限度として承認することができる。

（貸出しの制限）

第８条　貴重資料その他館長が指定した図書館資料は、所定の場所でのみ利用することができる。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

第３節　団体貸出し

（貸出しの手続）

第９条　団体（市内の官公署、学校、事業所、読書団体、社会教育関係団体等をいう。以下同じ。）で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、図書館団体利用カード申込書（様式第３号）を館長に提出して貸出登録をし、利用カードの交付を受けなければならない。

（団体貸出しにおける貸出数及び貸出期間）

第１０条　団体貸出しにおける図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。

資料区分	貸出数	貸出期間	備考
図書資料	２００冊以内。ただし、学校は５００冊以内	２箇月以内	図書、紙芝居

（準用規定）

第１１条　第６条及び第７条第２項の規定は、団体貸出しにおいて準用する。

第４節　配送等貸出し

（配送等貸出し事業）

第１２条　館長は、身体障がい又は知的障がい等の理由により、来館することが困難であると認められる者に対し、配送又は郵送（以下「配送等」という。）により図書館資料を貸し出すことができる。

（貸出しの対象者及び手続）

第１３条　配送等により図書館資料の貸出しを受けることができる者は、利用カードの交付を受けた者で次に掲げる者とする。

（１）身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める１級から４級までに該当する者。ただし、肢体不自由下肢障害者においては１級から６級までに該当する者

（２）前号に準ずる者で館長が認めた者

２　配送等貸出しを利用しようとする者は、本人又はその代理人により、配送等貸出申込書（様式第４号）を館長に提出しなければならない。この場合において、前項第１号に該当する者は、館長に身体障害者手帳を提示するものとする。

（配送等貸出しにおける貸出数及び貸出期間）

第１４条　配送等貸出しにおける図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。

資料区分	貸出数	貸出期間	備考
図書資料	制限なし	１箇月以内	図書、紙芝居、雑誌
視聴覚資料	２点以内	１箇月以内	ビデオテープ、コンパクトディスク、カセットテープ、DVD

（配送等の経費）

第１５条　配送等貸出しに要する経費は、市が負担する。

（配送等貸出しにおける図書館資料の返納）

第１６条　配送等貸出しにおける図書館資料の返納については、館長が別に定める。

（準用規定）

第１７条　第７条第２項の規定は、配送等貸出しにおいて準用する。

第５節　施設の利用

（利用の対象）

第１８条　館長は、第４条に規定する事業を実施する団体に対し、次に掲げる集会施設を利用させることができる。

（１）図書館視聴覚室

（２）図書館集会室１

（３）図書館集会室２

（４）図書館ボランティア活動室

（利用の手続）

第１９条　集会施設を利用しようとする者は、守谷市立図書館利用申請書（様式第５号）を提出し、

館長の許可を受けなければならない。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

２　館長は、前項に規定する申請書を審査し、支障がないと認めたときは、守谷市立図書館利用許可書（様式第６号）を申請者に交付するものとする。

３　第１項の規定に基づく申請は、集会施設を利用しようとする日から起算して２箇月前からとする。

４　集会施設を定期的に使用する者その他館長が適当と認める者は、定期使用計画書等を提出して館長の承認を得ることによって、第１項の申請書の提出を省略することができる。この場合において、第２項に規定する許可書の交付を省略することができる。

（利用時間）

第２０条　集会施設の利用時間は、図書館の開館時間内とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

第３章　寄贈及び寄託

（寄贈及び寄託）

第２１条　図書館等は、図書館資料の寄贈又は寄託を受け、一般の利用に供することができる。

２　図書館資料の寄贈又は寄託は、寄贈（寄託）申込書（様式第７号）により、館長の承認を得て行うものとする。

３　館長は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けたときは、申込者に対し、受贈（受託）証（様式第８号）を交付するものとする。

４　寄贈及び寄託に要する経費は、寄贈者及び寄託者の負担とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、その経費の一部又は全部を市が負担するものとする。

５　寄託を受けた図書館資料は、寄託者の請求又は図書館等の都合により、返還することができるものとする。

６　図書館等は、寄託を受けた図書館資料をやむを得ない事由により滅失し、又は汚損し、若しくは破損したときは、その責めを負わない。

第４章　雑則

（補則）

第２２条　この規則に定めるもののほか、図書館の管理、運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附　則

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月２８日教委規則第２号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年６月３０日教委規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年４月２２日教委規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年６月２７日教委規則第１０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年１１月２６日教委規則第１１号）

この規則は、平成１５年１２月１日から施行する。

附　則（平成２０年６月３０日教委規則第６号）

この規則は、平成２０年７月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月４日教委規則第１号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１月８日教委規則第２号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月２日教委規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年７月２４日教委規則第４号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第１３条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月２８日教委規則第４号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(一般用)え

図書館利用カード申込書

守谷市立図書館

	年　月　日申込み		
ふりがな			
氏名			
生年月日	年　月　日生まれ	性別	1 男 2 女
住所	(〒　—　) (☎　—　—　)		アパート・社宅など
勤務先又は学校名(市外居住者)	(☎　—　—　)		

利用者コード		住所コード	
□ 新規登録　□ 変更届　□ 再発行(旧No.　)			
確認	□ 身分証確認　□ 入力確認		

(児童、生徒用)

図書館利用カード申込書

守谷市立図書館

	年　月　日申込み		
ふりがな			
名前			
誕生日	年　月　日うまれ	性別	1 男 2 女
住所	(〒　—　) (☎　—　—　)		
保護者名			

利用者コード		住所コード	
□ 新規登録　□ 変更届　□ 再発行(旧No.　)			
確認	□ 身分証確認　□ 入力確認		

様式第2号(第5条、第9条、第13条関係)

(表)

図　書　館　利　用　カ　ー　ド

氏名又は団体名	利　用　者　コ　ー　ド

MORIYA

LIBRARY

(裏)

◎このカードは守谷市全域で利用できます。

◎住所(所在地)などが変わったときはお知らせください。

◎このカードは、他人に貸したり、ゆずったりすることはできません。

◎このカードをなくした方、拾われた方は、図書館にお知らせください。

守谷中央図書館

守谷市大柏937―2　　☎0297(45)1000

様式第3号(第9条関係)

図書館団体利用カード申込書

守谷市立図書館

		年　月　日申込み	
ふりがな			利用人数
団体名			人
所在地	(〒　—　) (☎　—　—　)	アパート・社宅など	
代表者の住所・名前	(〒　—　) (☎　—　—　)	アパート・社宅など	

利用者コード		住所コード	
□ 新規登録 □ 変更届 □ 再発行(旧No.　)			
確認	□ 身分証確認 □ 入力確認		

様式第4号(第13条関係)

配送等貸出申込書

守谷中央図書館

		年　月　日申込み	
ふりがな			
氏名			
生年月日	年　月　日生まれ	性別	1 男 2 女
住所	(〒　—　) (☎　—　—　)	アパート・社宅など	
貸出方法(どちらかを○で囲む。) 配送　郵送		身体障害者手帳番号 第　号　級	
備考(図書館に知らせておきたいことなどありましたら記入してください。)			

利用者コード		住所コード	
□ 新規登録 □ 変更届 □ 再発行(旧No.　)			
確認	□ 身分証確認 □ 入力確認		

様式第5号(第19条関係)

受付番号				

守谷市立図書館利用申請書

申込日　　年　　月　　日

図書館長　　宛て

団　体　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申　請　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、図書館の利用について申請します。

記

1　利用責任者	住所 氏名　　電話	
2　利用目的	会議集会の名称	
	会議集会の内容	
	参加団体名	
3　利用時間	年　月　日　曜日　午　時　分から 年　月　日　曜日　午　時　分まで	
4　利用室名		
5　参加人数	人	
6　備　考		

様式第6号(第19条関係)
許可番号

守谷市立図書館利用許可書

許可日　　年　　月　　日

様

図書館長　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった図書館の利用については、次のとおり許可します。

記

1　利用責任者	住所 氏名　　電話	
2　利用目的	会議集会の名称	
	会議集会の内容	
	参加団体名	
3　利用時間	年　月　日　曜日　午　時　分から 年　月　日　曜日　午　時　分まで	
4　利用室名		
5　参加人数	人	
6　備　考		

注意事項
　図書館の規則を守り、施設設備を大切にしてください。

様式第7号(第21条関係)

寄　贈　(寄　託)　申　込　書

年　　月　　日

図書館長　　宛て

住所

氏名　　㊞

別紙のとおり資料を寄贈(寄託)したいので申し込みます。

様式第8号(第21条関係)

受　　贈　　(受　　託)　　証

様

寄贈(寄託)申込みのあった別紙の資料を確かに受け入れました。

年　　月　　日

図書館長　　㊞

守谷市立図書館等管理運営規則の一部を改正する規則(案)について

1　趣旨

本案は、条例改正に伴う施設名称の整理や様式の改訂に加え、電子手続きの導入、貸出ルールの見直し及び関連用語の統一を行うことで、デジタル化への対応とより適正な施設運営を図るものです。

2　主な改正内容

（1）事業：第４条

第１項第６号の集会施設について、具体的な「集会室及び視聴覚室等」という表現から「第１８条に規定する集会施設」という包括的表現に改めます。

（2）利用者登録：第５条

【電子手続きの導入】オンライン（電子情報処理組織）による利用者登録の申し込みを可能とします。

【利用カード等の定義】物理的な「利用カード」に加え、電磁的記録による電子的な利用者情報を「利用カード等」として新しく定義し、その交付・付与を規定します。

（3）利用カード等の取扱い：第６条

【用語の統一】規定全体で「利用カード」を「利用カード等」に統一します。

【様式名の変更】「利用カード申込書」を「利用申込書」に改めます。

（4）個人貸出し：第７条

実際の運用に合わせて、ルールを規則で規定します。

【資料区分内容の変更】ビデオテープとカセットテープを貸出対象から除外します。配送等貸出も同様に除外します。（第１４条も同じ）

【利用カード等の提示】貸出時において利用カード等の提示または読み取り機器への供用を義務付けます。

【貸出予約】図書館資料の貸出予約ができることを明記します。

【貸出期間の延長】貸出期間の延長は２回まで、各回２週間以内とし、予約がある資料は延長不可とします。

【返却延滞時の制限】督促を受けた場合や、他の利用者の予約がある資料を返却延滞した場合における貸出・予約の制限を規定します。

（5）団体貸出し：第９条、第１０条

【様式名の変更】「図書館団体利用カード申込書」を「図書館団体利用申込書」に改めます。

【用語の統一】「利用カード」を「利用カード等」に、「交付」を「交付又は

付与」に改めます。（第１３条も同じ）

（６）規定の削除：第１１条、第１７条
規則全体の見直しによる引用条文の整理として、不要な条文を削除します。

（７）配送等貸出し：第１６条
【用語の統一】見出しおよび本文中の「返納」という表現を「返却」に統一します。

（８）集会施設の利用対象及び名称：第１８条
【利用対象の拡大】実際の運用に合わせ、「団体」の次に「その他館長が適当と認める者」を加えます。
【施設名称の変更】
「図書館視聴覚室」の項目を削除します。
「図書館ボランティア活動室」を「図書館ボランティア室」に改めます。

（９）集会施設の利用手続き：第１９条
【電子手続きの導入】オンライン（電子情報処理組織）を用いた集会施設の利用申請を可能とします。
【用語の整理】「図書館利用申請書」を「利用申請書」と定義し、条文内の名称や引用番号を整理します。

（１０）寄贈及び寄託：第２１条
【寄贈資料受付票の導入】実情に即し、寄贈の場合、原則として「寄贈資料受付票（様式第８号）」により行うことを明記します。
【受贈（受託）証の交付条件】実情に即し、申込者から申出があった場合に限り、受贈（受託）証（様式第９号に変更）を交付することとします。

（１１）様式の改訂
【様式第１号から様式第３号までの変更】利用申込書、利用カード等に関する様式を改訂します。
【様式第７号の変更】㊞を削ります。
【様式第８号の変更】寄贈資料受付票として改訂します。
【様式番号の変更】「受贈（受託）証」の様式番号を第８号から第９号に変更します。

議案第４３号

教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について

令和８年度（令和７年度対象）教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を別冊のとおり作成したので、議会に提出するとともに公表することについて、承認を求める。

令和 ８ 年 １０ 月２６日　 提　出
守 谷 市 教 育 委 会
教 育 長　奈幡　正
令和 ８ 年 １０月　　日　原案　認

提案理由

本案は、令和８年３月定例会において可決された守谷市教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針に基づき、令和８年度（令和７年度対象）教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、議会に提出及び市民に公表するものです。

令和８年度
（令和７年度対象）
教育委員会の点検・評価結果報告書



令和８年10月

守谷市教育委員会

目　　次

守谷市の教育体系 …… P 2

施策（あるべき未来の姿）を実現するための主な取組一覧 …… P 3

Ⅰ　守谷市教育委員会の点検･評価について …… P 4

2　教育委員会の活動状況 …… P 6

3　守谷市教育大綱に定めた施策体系別事業

Ⅰ 令和７年度重点事業一覧

1 教育改革の推進 …… P14

2 生涯学習の推進 …… P19

Ⅱ 施策実現のための主な取組

1 教育改革の推進

（１）確かな学力の育成 …… P22
（２）豊かな心を育む教育の推進 …… P25
（３）健康と体力を育む教育の推進 …… P27
（４）グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進 …… P29
（５）地域とともにある学校づくり …… P31
（６）学びを支える環境づくり …… P33

2 生涯学習の推進

（１）自主的な学習活動の支援と機会・場の提供 …… P36
（２）スポーツを楽しむ環境づくり …… P41
（３）心の豊かさを育む芸術・文化の振興 …… P44
（４）歴史・文化資産の継承 …… P46

4　点検評価委員会委員 総括意見 …… P50

守谷市の教育体系

守谷市の教育行政は、第三次守谷市総合計画で定めた守谷市が目指す将来像の実現のため、教育改革による充実した学校教育の実現に向け、教育改革の推進に取り組みます。

第三次守谷市総合計画

将来像	柱	施策（あるべき未来の姿）・取組
水と緑のパワースポット　もりや　～持続・創造・進化するまち～	ひと	1.子育て支援の充実 ①多様な保育サービスの提供 ④安心して遊べる場の提供
		2.教育改革の推進 教育改革による充実した学校教育の実現 ①確かな学力の育成 ②豊かな心を育む教育の推進 ③健康と体力を育む教育の推進 ④グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進 ⑤地域とともにある学校づくり ⑥学びを支える環境づくり
		3.生涯学習の推進 こどもからおとなまで元気に学び活躍できるまちを実現 ①自主的な学習活動の支援と機会・場の提供 ②スポーツを楽しむ環境づくり ③心の豊かさを育む芸術・文化の振興 ④歴史・文化資産の継承
		4.人権の尊重と多文化共生社会の実現 ①人権尊重意識の向上 ③虐待などの人権問題の解消
		5.高齢者福祉の充実 ①生きがいづくりの機会と社会参加の促進
		6.地域福祉 ⑥療育・相談の充実
		7.健康づくりの推進 ②食育の推進
	地域自治	
	くらしの基盤	10.環境にやさしい生活の創出 ③環境保全活動の推進
		11.防災・減災対策の充実 ②災害時における行政による支援体制の強化
		12.市民生活の安全・安心の確保 ④交通安全施設等の整備 ⑤交通安全意識の向上

守谷市の教育目標

新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指して

❶互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間の育成
❷地域や国際社会に貢献しようとする社会性豊かな人間の育成
❸自ら考え行動する、個性と想像力が豊かな人間の育成
❹心身ともに健やかで、健康的な生活習慣を重んじる人間の育成
❺持続可能な社会の担い手として環境や社会的な課題について解決を図っていく人間の育成

学校教育改革プラン

第１次学校教育改革プラン
・守谷型ｶﾘｷｭﾗﾑ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ
・学校いじめ対策本部の設置
・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾐﾝｸﾞ教育の先取り
・中央図書館との連携による学校図書館の充実

第２次学校教育改革プラン
・小学校教科担任制による授業充実
・ﾀﾌﾞﾚｯﾄ・ﾌｭｰﾁｬｰﾌﾟﾗﾝ
・ｽｸｰﾙｽﾀｯﾌの増員
・ﾁｬﾚﾝｼﾞ検定ﾌﾟﾗﾝ

第３次学校教育改革プラン
・GIGA ｽｸｰﾙ・ｽﾏｰﾄもりや
・もりやﾊｰﾄｳｫｰﾐﾝｸﾞﾌﾟﾗﾝ
・もりやﾆｭｰﾉｰﾏﾙﾌﾟﾗﾝ

未来の教育もりや ビジョン 2025
・確かな学力の育成
・健康と体力を育む教育の推進
・地域とともにある学校づくり
・豊かな心を育む教育の推進

施策（あるべき未来の姿）を実現するための主な取組一覧

施策1　教育改革の推進　～教育改革による充実した学校教育の実現～
取組1-1　確かな学力の育成
1-1-1　守谷型カリキュラム・マネジメントの継続
1-1-2　学習支援ティーチャーの配置
1-1-3　市費負担教科担任の配置
1-1-4　学校図書館を活用した読書活動の推進
1-1-5　サタデー学習支援教室の実施
取組1-2　豊かな心を育む教育の推進
1-2-1　特別支援教育の推進
1-2-2　いじめ防止対策の推進及び不登校対策の実施
1-2-3　情報モラル教育の推進
取組1-3　健康と体力を育む教育の推進
1-3-1　ゆう遊タイムの活用など子どもの体力向上の推進
1-3-2　正しい食生活の理解や望ましい習慣の食育の推進
取組1-4　グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進
1-4-1　ALT活用による外国語教育の推進
1-4-2　ICTを活用した教育の推進
1-4-3　キャリア教育の推進
取組1-5　地域とともにある学校づくり
1-5-1　地域と連携した学校運営と教育活動の推進
1-5-2　教育活動における地域人材の有効活用
取組1-6　学びを支える環境づくり
1-6-1　教職員のICT活用能力及び資質能力の向上
1-6-2　学校における働き方改革の推進
1-6-3　学校施設等の教育環境の整備
1-6-4　部活動指導員配置の推進
1-6-5　交通安全意識の向上及び交通安全施設等の整備
施策2　生涯学習の推進　～こどもからおとなまで元気に学び 活躍できるまちを実現～
取組2-1　自主的な学習活動の支援と機会・場の提供
2-1-1　学習機会と交流の場の提供
2-1-2　学びと活動を支える人材の確保
2-1-3　図書館サービスの充実
2-1-4　子どもの読書活動の推進
2-1-5　計画的な生涯学習関連施設の整備
2-1-6　安心できる子どもの居場所提供
取組2-2　スポーツを楽しむ環境づくり
2-2-1　スポーツを気軽に楽しめる機会の創出
2-2-2　子どものスポーツ活動の推進
2-2-3　スポーツにかかわる組織の育成と連携・協働の推進
2-2-4　スポーツを活用した地域活性化
取組2-3　心の豊かさを育む芸術・文化の振興
2-3-1　芸術・文化に触れる機会の充実
2-3-2　芸術・文化活動の支援
取組2-4　歴史・文化資産の継承
2-4-1　歴史・文化財を知る機会の提供
2-4-2　歴史的資源を活用したまちづくりの推進

1　守谷市教育委員会の点検・評価について

Ⅰ　趣旨

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成 20 年 4 月施行)、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を報告書として議会に提出し、公表することとなりました。

守谷市教育委員会においても、今後の効果的な教育行政の推進及び市民への説明責任を果たすことを目的として、平成 21 年度から前年度の教育委員会の事務の点検及び評価を実施しています。

本報告書は、令和 7 年度に守谷市教育委員会が実施した主要事業の実績に対する点検・評価としてまとめたものです。

〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条　教育委員会は，毎年，その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を作成し，これを議会に提出するとともに，公表しなければならない。

2　教育委員会は，前項の点検及び評価を行うに当たっては，教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅱ　点検・評価の対象

点検・評価の対象は、守谷市教育大綱で定めた「施策（あるべき未来の姿)」を実現するための主な取組のほか、当該年度に重点的に実施した事業です。

なお、守谷市教育委員会の個別の事業については、守谷市が実施する「行政評価」の中で、事務事業評価として別途評価を行っています。

Ⅲ　点検・評価の方法

点検・評価対象事業について、「守谷市教育大綱」に定めた施策体系別に、当該年度の取組内容を明らかにし、成果実績から課題等を分析して今後の対応の方向性を示します（自己評価)。

また、点検・評価の客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する方に点検評価委員となっていただき、様々な御意見、御助言をいただきます。

■守谷市教育委員会点検評価委員　（50 音順・敬称略）

氏　　名	所　　属　　等	任期
くろは　つとむ 黒羽　勉	元取手市立藤代南中学校 校長 取手市教育委員会スポーツ振興課 学校教育指導員	令和 7～9 年度
ますだ　とおる 増田　徹	元常総市立水海道中学校　校長 守谷市総合教育支援センター　相談員	令和 7～9 年度
よしざわ　ひろこ 吉澤　寛子	守谷市立大井沢小学校 PTA 会長	令和 7～9 年度

Ⅳ　点検・評価の流れ

1　教育委員会による自己評価

「守谷市教育大綱」の施策体系別に、当該年度に教育委員会各課が実施した「重点事業」及び「施策実現のための主な取組」について、指標数値により具体的な進捗状況を示しつつ、以下の項目を明らかにしていきます。

	重点事業	主な取組	内容
項目	－	目的	事業を実施することで達成させたい目標を記載
	取組・成果	事業内容	令和 7 年度に所管課が取り組んだ事業内容について、実績が分かるように記載
	課題	課題	令和 7 年度の実績を分析し、目的達成における課題を記載
	対応方向	今後の方向性	課題を克服し、実績向上を図るために取り組んでいく今後の方向性を記載
	－	外部からの意見	保護者や児童生徒、各種委員会等の構成員等から寄せられた意見や指摘等を記載
	－	成果指標	事業の目的達成度を測る成果指標について、教育大綱最終年度となる令和 8 年度の目標値を設定するとともに、令和 7 年度までの実績値と令和 8 年度予測値を記載。令和 7 年度実績については目標値に対する達成状況を、A から D の 4 段階で評価

※「重点事業」は、「主な取組」と重複するため、評価項目を省略しています。

2　点検評価委員による評価

点検評価委員会において、教育委員会の活動状況及び各事業の自己評価結果についての説明と、必要に応じて現地視察を行った後、十分な審議を経て、各事業について教育に関する知見に基づいた御意見をいただきます。

3　点検・評価結果の公表

点検及び評価の結果については、守谷市教育委員会で議決し、事務局各課で共有して施策の見直しにつなげていくほか、守谷市議会に報告し、広く公表していきます。

2　教育委員会の活動状況

Ⅰ　教育委員会の予算・決算の状況

令和７年度の教育委員会所管の最終予算額及び決算額（歳出）は以下のとおりで、予算額が約 72 億 956 万円、一般会計総最終予算額に占める割合は 16.1%、決算額は約 66 億 9696 万円、一般会計総決算額に占める割合は 17.2%となりました。

区分	最終予算額	決算額
3　民生費	373,772,000	362,727,856
2　児童福祉費	373,772,000	362,727,856
1　児童福祉総務費	373,772,000	362,727,856
10　教育費	6,827,838,297	6,326,288,071
1　教育総務費	1,770,769,000	1,694,032,523
1　教育委員会費	3,144,000	2,643,637
2　学校教育総務費	539,067,000	516,475,829
3　教育研究指導費	435,766,000	402,351,889
4　学校給食センター費	792,792,000	772,561,168
2　小学校費	1,649,847,000	1,533,854,650
1　学校管理費	476,225,000	441,120,952
2　教育振興費	198,468,000	182,638,548
3　学校建設費	975,154,000	910,095,150
3　中学校費	1,497,097,000	1,331,483,256
1　学校管理費	228,199,000	139,728,751
2　教育振興費	320,213,000	303,902,925
3　学校建設費	948,685,000	887,851,580
4　社会教育費	1,869,796,297	1,729,142,081
1　社会教育総務費	326,452,000	296,053,831
2　文化財保護費	14,413,000	13,725,249
3　集会所費	897,000	683,231
4　公民館費	637,279,297	551,223,311
5　図書館費	890,755,000	867,456,459
5　保健体育費	40,329,000	37,775,561
1　保健体育総務費	39,741,000	37,621,940
2　体育施設費	588,000	153,621
12　諸支出金	7,947,000	7,946,289
1　基金費	7,947,000	7,946,289
9　教育文化振興基金費	7,947,000	7,946,289
合計	7,209,557,297	6,696,962,216

※児童福祉総務費内容:児童クラブ運営事業

Ⅱ　教育委員会の会議の開催状況

1　教育委員会の構成

職　　名	氏　　名	任　　期
教　育　長	奈幡（なばた）　正（ただし）	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
教育長職務代理者	河原（かわら）　健（たけし）	令和 4 年 11 月 25 日から令和 8 年 11 月 24 日まで
委　　員	萩谷（はぎや）　直美（なおみ）	令和 3 年 10 月 18 日から令和 7 年 10 月 17 日まで
委　　員	石丸（いしまる）　美紀（みき）	令和 7 年 10 月 18 日から令和 11 年 10 月 17 日まで
委　　員	椎名（しいな）　和良（かずよし）	令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
委　　員	辺見（へんみ）　芳宏（よしひろ）	令和 6 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで

2　教育委員会会議の開催状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 16 条に基づき、守谷市教育委員会会議規則を定め、毎月定例会を開催し、緊急を要するときには臨時会を開催し、事務局と連携しながら議論を重ね、施策を推進してきました。

会　議	開催回数	審議内容等
定例会	12 回	規則の制定・改廃、事務の管理・執行基本方針、市職員の人事、附属機関の委員の委嘱等
臨時会	1 回	教職員及び事務局職員の人事異動

3　教育委員会会議での案件別審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 25 条及び「守谷市教育委員会事務委任規則」第 2 条の規定に基づき、令和 7 年度は 61 件について審議しました。

審議案件	件数
教育委員会規則の制定及び改廃	23 件
教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針	16 件
職員の人事に関すること	5 件
法令又は条例に定めのある附属機関の委員の委嘱	17 件

※審議案件のほか、報告事項及び協議事項として 23 件を取り扱いました。また、定例会ごとに市内小中学校及び教育委員会事務局各課の状況報告を受けました。

Ⅲ　教育委員会会議以外の活動状況

学校訪問や各種行事等に参加し、意見交換や現場確認を行うなど、活発な活動を通じて教育行政の推進に努めました。

参加行事	活動内容
学校訪問	・教育委員会合同訪問（令和7年5月12,13,20,21日）
各種行事・大会	・小中学校運動会・入学式・卒業式 ・北守谷公民館リニューアルオープン式典 （令和7年9月20日） ・二十歳の記念式典（令和8年1月11日）

Ⅳ　令和7年度教育委員会審議案件等一覧

1　審議案件

議案番号	議　案　名	開　催
21	守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について	4月定例
22	教育長の守谷市土地開発公社理事を兼職すること及び職務専念義務免除の承認について	4月定例
23	守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部改正について	4月定例
24	守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	4月定例
25	守谷市スポーツ推進委員の委嘱について	4月定例
26	守谷市学校運営協議会委員の委嘱について	4月定例
27	守谷市通学区域審議会委員の委嘱について	5月定例
28	守谷市教育委員会点検評価委員の委嘱について	5月定例
29	守谷市地域学校協働本部設置要綱の制定について	5月定例
30	守谷市社会教育委員の委嘱について	5月定例
31	市指定文化財の指定について	5月定例
32	市指定文化財の指定について	5月定例
33	市指定文化財の指定について	5月定例
34	守谷市立給食センター運営委員会委員の委嘱について	5月定例
35	守谷市図書館協議会委員の委嘱について	5月定例
36	（非公開議案）	5月定例
37	議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和7年度守谷市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会所管分）	5月定例
38	守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部改正について	6月定例
39	守谷市学校運営協議会委員の委嘱について	6月定例
40	守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会委員の委嘱	6月定例

	について	
41	守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について	6月定例
42	守谷市立教職員の表彰に関する要綱の制定について	6月定例
43	専決処分事項の承認について	7月定例
44	専決処分事項の承認について	7月定例
45	（非公開議案）	7月定例
46	（非公開議案）	7月定例
47	守谷市スクールバス運行業務プロポーサル審査委員会の設置及び運営に関する要綱の制定について	8月定例
48	守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則について	8月定例
49	守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について	8月定例
50	守谷市不登校対策検討委員会設置要綱の制定について	8月定例
51	議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市教育委員会委員の任命について、守谷市文化・地域交流スペースの設置及び管理に関する条例、令和7年度守谷市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会所管分）及び令和6年度歳入歳出決算認定（教育委員会所管分））	8月定例
52	令和8年度使用小学校教科用図書の採択について	8月定例
53	令和9年度使用中学校教科用図書の採択について	8月定例
54	令和8年度使用小学校特別支援学級（知的障がい）教科用図書の採択について	8月定例
55	令和8年度使用中学校特別支援学級（知的障がい）教科用図書の採択について	8月定例
56	守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則について	9月定例
57	守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について	11月定例
58	守谷市教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱の制定について	11月定例
59	守谷市文化・地域交流スペース管理規則の制定について	11月定例
60	守谷市教育行政視察受入れに伴う費用徴収等に関する要綱の制定について	11月定例
61	議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和7年度守谷市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会所管分）	11月定例
62	守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則について	12月定例
63	守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について	12月定例

1	守谷市学校運営協議会委員の委嘱について	1月定例
2	守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則について	1月定例
3	守谷市認定地域クラブ取扱要綱の制定について	2月定例
4	学校給食センター運営委員会への諮問について	2月定例
5	議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について(守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度の給与に関する条例、守谷市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、令和7年度守谷市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会所管分)、令和8年度守谷市一般会計予算(教育委員会所管分)	2月定例
6	教職員の人事異動について	3月臨時
7	教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について	3月定例
8	令和8年度(令和7年度対象)守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について	3月定例
9	学校医の委嘱校変更について	3月定例
10	学校歯科医の委嘱校変更について	3月定例
11	守谷市立学校産業医の選任について	3月定例
12	守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	3月定例
13	守谷市立学校働き方改革推進会議設置に関する要綱の制定について	3月定例
14	守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱の全部の改正について	3月定例
15	守谷市立小中学校への区域外就学に関する取扱要綱の制定について	3月定例
16	守谷市英語検定料補助金交付要綱の廃止について	3月定例
17	守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則について	3月定例
18	教育委員会職員の人事異動について	3月定例

※議案番号は、暦年切替えです。

2　報告案件

報告番号	報　告　件　名	開　　催
8	令和7年度守谷市総合教育支援センター職員について	4月定例
9	守谷市いじめ重大事態調査委員会からの調査報告書について	4月定例
10	令和7年守谷市議会10月定例月議会について	6月定例
11	賠償額の決定及び和解について	8月定例
12	学校給食費に係る不能欠損の報告について	8月定例
13	令和7年守谷市議会9月定例月議会について	9月定例
14	守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員について	10月定例
15	学校給食費滞納への対応について	12月定例
16	令和7年守谷市議会12月定例月議会について	12月定例
1	守谷市社会教育委員の会議からの建議書提出について	1月定例
2	学校給食センター運営員会からの答申について	3月定例
3	令和8年守谷市議会3月定例月議会について	3月定例

※報告番号は、暦年切替えです。

3　協議案件

協議番号	協　議　件　名	開　　催
2	守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	4月定例
3	守谷市地域学校協働活動交付金交付要綱の制定について	4月定例
4	守谷市立高野小学校校舎の一部用途変更（生涯学習施設への転用）について	7月定例
1	守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	1月定例
2	守谷市地域認定クラブ運営費補助金交付要綱の制定について	2月定例
3	守谷市地域認定クラブ各種大会参加補助金交付要綱の制定について	2月定例
4	守谷市地域認定クラブ活動参加者支援補助金交付要綱の制定について	2月定例
5	守谷市各種検定料補助金交付要綱の制定について	3月定例
6	守谷市中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の制定について	3月定例

7	守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	3月定例
8	守谷市学校給食費及び学校給食の提供等に関する規則の一部を改正する規則について	3月定例

※協議番号は、暦年切替えです。

4　令和7年度教育委員会　請願・陳情件名

なし

Ⅳ　総合教育会議の開催状況

教育委員会と地方公共団体の長との十分な意思疎通を通して、より民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に、市長主宰による総合教育会議を開催しています。令和7年度も以下内容について協議し、施策の執行に生かしていけるよう、教育に関する政策の方向性を共有しました。

	開催期日	内　　容
1	令和7年11月18日	報告 ・特定地域選択制度の進捗状況について ・小学校水泳授業の民間委託実績評価について ・小中学校における生成ＡＩ活用事例について 協議 ・守谷市英語検定料補助金交付要綱の見直しについて ・部活動地域展開推進プランの策定について ・放課後の学校施設の有効活用に向けた方針（タイムシェア型の推進）について ・不登校対策の推進について ・中央図書館リニューアル後の開館時間及び休館日の見直しについて その他 ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（給特法の改正）について
2	令和8年2月12日	報告 ・教育委員会事務局の執務室及び総合教育支援センターの移転について 協議 ・守谷市不登校対策基本方針（案）について ・守谷市業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について ・２０２６守谷市教育改革案「もりやビジョン２０２６」について

◇教育委員会の活動状況に対する点検評価委員の意見

・総合教育会議が市長主宰ということは、教育委員会と市役所の関係部署との意思疎通が図られているものと推察する。「より民意を反映した教育行政の推進」を大いに期待させる取り組みである。

・教育委員会の会議が定例会１２回、臨時会１回開催されている。会議での審議案件は６１件と様々な教育課題に対して慎重かつ着実な審議が進められ、施策を確実に推進されていることが理解できる。また、決算概要では一般会計総額の１７．２％が教育費に使われ、教育最優先の守谷市らしい歳出状況であると評価できる。

・多くの議題について話し合われている。継続的な審議が必要なものもあった。





3　守谷市教育大綱に定めた施策体系別事業

教育施策は、福祉や地域づくり、防災などの様々な分野における方向性も踏まえて検討する必要があるため、守谷市教育委員会では、市の将来像や施策の方向性を網羅する「第三次守谷市総合計画」の教育に関する部分を、「守谷市教育大綱」として定めています（P2 図参照）。

「守谷市教育大綱」では、大きく「教育改革の推進」と「生涯学習の推進」を施策とし、各施策で「あるべき未来の姿」を設定して、その実現を目指し取組を進めていくこととしていますが、これにより、市の教育目標「新しい時代をたくましく生き抜く人づくり」についても、より充実させた形で達成されることになります。

各施策を実現させるための主な取組は一覧（P3 図参照）のとおりとなりますが、教育委員会では、毎年度、これらの中から重点的に取り組む事業を設定していますので、点検・評価では「当該年度の重点事業」と「施策を実現させるための主な取組」を対象としていくこととしています。

Ⅰ　令和 7 年度重点事業

1　教育改革の推進

(2) 豊かな心を育む教育の推進

守谷市不登校支援教室「校内フリースペース」の全校開設・支援員の全校配置（教育指導課）

【取組・成果】

○フリースペース支援員・ＳＳＷによる定例会を年間 12 回(毎月 1 回)開催。各校の取組や関係機関との情報共有、講師を招いた研修会等を実施した。

○校内に教室以外の居場所を設けたことで、不登校や教室に入れない児童生徒の登校・復帰が増加した。個に応じた適切な支援により学びや活動の選択肢が広がり、不登校対策として効果が見られた。

・令和 7 年度校内フリースペース利用者数

合計 161 人（小学校：91 人、中学校：70 人）

【課題・今後の方向性】

○不登校の長期化、低年齢化が進んでおり、依然として高止まりの状態が続いている。

・令和 7 年度不登校児童生徒数　合計 238 人(小学校:91 人、中学校:147 人)

○新たな不登校を生まないよう、未然防止・早期発見・早期対応の徹底が急務である。また、長期化している児童生徒に対しては、関係機関と連携し、個に応じた適切な支援を継続していく。

学校教育研究・研修事業(いじめ防止プログラム)(教育指導課)

【取組・成果】

○道徳、特別活動（学級活動）を通して、年間 4 回のプログラムを実施した。

○外部オブサーバーの指導助言のもと、道徳 2 校（小・中学校各 1 校)、学級活動（小学校 1 校）の授業研修を行った。

○授業研究をもとに、各学校において自校の実態やグランドデザインを意識したプログラム作りについて協議を進め、より効果的なプログラム実施に努めた。
○全校(13 校)で道徳、学級活動の実践事例を 2 つずつ作成し、市役所ロビーで展示した。

【課題・今後の方向性】
○プログラムの自校化については、今後も市教委と連携して進める必要がある。
○今年度の実践を踏まえ、外部オブサーバーの指導助言をもとにプログラムの自校化及び授業改善に向けて、「いじめ防止プログラム推進委員会」を実施する。

(5) 地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（学校教育課・生涯学習課）

【取組・成果】
○市がこれまで推進してきた「保幼小中高一貫教育」の取組に加え、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む『コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度)』と、地域と学校が協働で子どもたちの学びや成長を支える『地域学校協働活動』を一体的に推進するため、子どもたちや学校が抱える課題を地域全体で共有し、応援する体制づくりと、次の取組を行った。

《御所ケ丘中学校区の取組》
○校区 4 校（御所ケ丘中学校・大井沢小学校・御所ケ丘小学校・松前台小学校）合同の学校運営協議会を開催した。
○年 3 回の会議を通して、校区のグランドデザインを共有し、学校運営に関する協議、学校評価の確認、地域学校協働活動の進捗報告等を行った。
○学校と地域の橋渡し役となる地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）4 人が中心となり、校区内のまちづくり協議会やＰＴＡ等と連携して地域学校協働活動の取組を検討した。
○地域学校協働活動では、キャリア教育の推進や防災力向上に向けた地域学校協働活動を継続し、校区オリジナル防災ハンドブックの作成・全戸配布、中学校職場体験受入れ事業所拡大に取り組んだ。

《愛宕中学校区の取組》
○校区内 3 校（愛宕中学校・守谷小学校・郷州小学校）合同の学校運営協議会を組織し、委員 20 人を委嘱した。
○年 2 回の会議を通して、校区のグランドデザインを共有し、学校運営に関する協議、学校評価の確認、地域学校協働活動の進捗報告等を行った。
○校区内のまちづくり協議会と連携し、学校長推薦により、学校と地域の橋渡し役となる地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）3 人を選出し委嘱した。
○地域学校協働活動では、校区内のコミュニケーション力向上を目指して、3 校合同あいさつ運動の実施や地域資源を活用した合同学習「野鳥のみち探検隊」などに取り組んだ。（対象学年：小学校 4 年生、中学校 1 年生）

《けやき台中学校区の取組》
○校区内３校（けやき台中学校・高野小学校・松ケ丘小学校）における令和８年度導入に向けて、教育委員会・学校によるコミュニティ・スクール設立準備会を開催した。
○校区の将来像、地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の選出について協議し、学校運営協力員や学校にかかわりの深い人材に就任を依頼した。

【課題・今後の方向性】
○中学校区内のまちづくり協議会、各学校のＰＴＡ、保護者、地域住民などが連携を深め、学校運営への関わりをより一層促進することで、地域の力を生かした特色ある学校づくりが期待される。
○今後は、学校運営協議会制度未導入学区における支援や地域コーディネーターの育成と役割認識の促進により、学校・地域の課題解決と学校支援の充実に努める。

(6) 学びを支える環境づくり

大井沢小学校屋内運動場改修事業（学校教育課）

【取組・成果】
○屋根や外壁、内装等の改修・更新のほか、発電機能付き空調機を設置し、建物の長寿命化と避難施設としての機能向上を図った。
工期：令和７年６月 18 日～令和８年２月 27 日
内容：屋根更新・外壁断熱および防水塗装・内装更新・バリアフリートイレ設置・スロープ改修・ウォータークーラー新設・空調機新設・照明ＬＥＤ化等

【課題・今後の方向性】
○学校施設長寿命化計画との整合性を図りながら、安全安心な施設維持管理に努めていく。

松ケ丘小学校屋内運動場改修事業（学校教育課）

【取組・成果】
○屋根や外壁、内装等の改修・更新のほか、発電機能付き空調機を設置し、建物の長寿命化と避難施設としての機能向上を図った。
工期：令和７年６月 18 日～令和８年２月 27 日
内容：屋根更新・外壁断熱および防水塗装・内装更新・バリアフリートイレ設置・スロープ改修・ウォータークーラー新設・空調機新設・照明ＬＥＤ化等

【課題・今後の方向性】
○学校施設長寿命化計画との整合性を図りながら、安全安心な施設維持管理に努めていく。

けやき台中学校校舎改修事業（改修工事）（学校教育課）

【取組・成果】
○令和６年度からの継続事業であり、工期内に無事に工事を完了することができた。外壁は生徒たちが選んだ色で塗装し、内装や照明器具を更新したことで、快

適な学びの環境を提供することができた。また、屋根や外壁の一部を更新したことで、建物の長寿命化も図った。

工期：令和6年9月19日～令和8年2月28日

内容：校舎及び技術棟の屋根更新・外壁張りおよび塗装、内装等改修・更新、照明のＬＥＤ化、空調撤去・再設置、配管類の更新等

【課題・今後の方向性】

○学校施設長寿命化計画との整合性を図りながら、今後も安全安心な施設維持管理に努めていく。

小中学校適正配置事業（学校教育課）

【取組・成果】

○黒内小学校の過大規模校対策の一環として、松並青葉地区の児童を対象とした特定地域選択制度を開始した。本制度では、松並青葉地区に居住する児童が、御所ケ丘小学校及び郷州小学校への進学（転校）を選択できるようにすることで、黒内小学校の過大規模の緩和を図る。

○本制度を利用する児童が両小学校に通学するために、スクールバスにより送迎を行っている。令和7年度の本制度の利用者数は、計60名（御所ケ丘小学校27名、郷州小学校33名）であった。

【課題・今後の方向性】

○本制度の定着化を図るため、スクールバスの安全な運行と学校見学会等による各学校の特色を児童及び保護者に周知していく必要がある。また、令和8年度以降も、黒内小学校の過大規模校状態は継続する見込みであることから、引き続き対策を進めていく。

中学校部活動地域展開の推進（生涯学習課）

【取組・成果】

○「守谷市部活動地域移行推進プラン（令和5年度～令和7年度）」に基づき、市内4中学校の全54部活動のうち、25部活動の休日運営を一般社団法人守谷市スポーツ協会（以下「市スポーツ協会」という。）に委託し、地域クラブ「ＭＳＣＣ（守谷スポーツ文化クラブ）」の活動として位置付け、地域指導者による指導を実施した。

○指導者の知識・技能向上を目的に、複数回の指導者養成講習会を開催し、指導の質の向上を図った。

○地域クラブ認定制度及びクラブ運営や大会等参加等に関する各種補助金交付制度を策定し、誰もが参加しやすい環境を整備した。

○国は令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」と位置付け、休日の部活動を学校と地域が連携・協働して地域クラブ活動へ本格的に移行する方針を示した。これを受けて、新たに「守谷市部活動地域展開推進プラン（令和8年度～令和13年度）」を策定した。

○平日を含む活動のモデル事業として、MMＳＣＣ(守谷市スポーツ文化クラブ)管理下の地域クラブ「守谷ＲＵＳＨ（ハンドボール女子)」を発足させ、学校部活動を地域クラブで継承する体制を整えた。

○ふるさと納税を活用したクラウドファンディング及び企業版ふるさと納税により、事業にかかる財源確保を行った。(※1・※2)

※1　クラウドファンディング

目標金額：5,000,000 円　寄付金額：7,869,500 円（達成率 157.4%）

支援人数：246 人

※2　企業版ふるさと納税

寄付金額：2,000,000 円

《主な取組》

令和 7 年 4 月	・地域指導者による休日指導（19 部活動） ・ハンドボール競技のクラブチーム結成に向けた検討
5 月-6 月	・保護者説明会（休日指導配置部活動）開催 ・平日・休日活動に関する指導者間情報伝達ツール活用開始
7 月-8 月	・国（スポーツ庁）の政策課題に取り組む重点地域に指定 ・地域指導者による休日指導拡大（＋6 部活動）
9 月	・指導者養成講習会（危機管理マニュアルの理解、コミュニケーションの基本）開催
10 月	・ふるさと納税型クラウドファンディング開始（90 日間） ・指導者養成講習会（救急救命、ＡＥＤ・エピペンの使い方、チームビルディングの構築とマネジメント、コーチング法と勝利至上主義）開催
11 月-12 月	・試合等への参加にかかる調整（中体連主催大会除く） ・指導者養成講習会（身体のコンディショニング、テーピングの使い方、食育他）開催 ・経済同友会からの依頼を受け、教育長が「茨城県守谷市における部活動の地域展開の現状と今後の展望」をテーマに講演
令和 8 年 1 月-3 月	・ハンドボール競技（女子）クラブチーム結成に向けた生徒・保護者説明会開催 ・守谷市部活動地域展開推進プラン（令和 8 年度～令和 13 年度）策定 ・認定地域クラブ取扱要綱、認定地域クラブ運営費補助金国要綱、認定地域クラブ各種大会参加補助金交付要綱、参加者（生活困窮世帯）支援交付金交付要綱制定

【課題・今後の方向性】

○「守谷市部活動地域移行推進プラン（令和 5 年度～令和 7 年度）」に基づき、地域移行の準備から運営体制の見直し、活動の拡大・安定化、支援制度の整備を進めた。

○指導者や運営スタッフの確保、活動場所の調整、活動の選択肢の明確化と移行支援、学校との連携強化、活動費の確保と保護者負担の増加、関係者間の情報共有など、多くの課題が顕在化している。
○今後は、多様な人材の確保や指導者バンクの充実、指導者の質の向上、多様な地域クラブ・活動団体の募集と連携、認定地域クラブ制度の創設などを進めることで、関係者間の情報共有と連携体制を強化し、休日の学校部活動の地域展開の長期的な発展につなげる。

給食提供事業（地産地消の推進）（学校給食センター）

【取組・成果】
○学校給食の献立に地場産物を取り入れることは、児童生徒に地域の食材や産業、自然の恩恵に対する理解を深めるなど、様々な教育的意義がある。しかし、守谷市産の食材調達等には価格や仕入量などさまざまな課題があるため、これらを整理し、「地産地消にかかる課題と解決策について」という報告書を策定した。

【課題・今後の方向性】
○「守谷市産に限定」という方針を見直し、茨城県南部・千葉県北部など「近隣市町村産（地場産物）」に対象を広げた食材の活用を推進する。
○近隣自治体の「地産地消の推進状況」を調査し、守谷市にも調達できる食材を発掘する。
○農林水産省の外郭団体である「まちむら交流機構」が実施する「地産地消コーディネーター派遣事業」の活用を検討する。

２　生涯学習の推進

(1) 自主的な学習の支援と機会・場の提供

放課後チャレンジ教室の実施検討（生涯学習課）

【取組・成果】
○保護者のニーズに応え、放課後子ども教室に習い事機能を加えた「放課後チャレンジ教室」としてバージョンアップを図り、令和 8 年度からの本格開始に向け準備を進めた。
○本格開始に先立ち、御所ケ丘小及び郷州小をモデル校に選定した。両校では、プログラム設計、関係者への周知、保護者募集、地域講師の活用などの準備を進めるとともに、複数回のプレ事業を実施した。

《実施内容》
○運動系：スナッグゴルフ教室
○学習系：まなびのひろば（自習支援、漢字･算数検定学習補助）

【課題・今後の方向性】

	○放課後チャレンジ教室の実施時間の調整やプログラム内容の充実が課題となっている。特に、特定地域選択制度を導入したモデル校（御所ケ丘小及び郷州小）においては、スクールバスの運行状況に合わせたタイムスケジュールの最適化が必要不可欠である。 ○今後は、運営業務受託事業者による自主事業としての本格展開を図る。 ○多様化するニーズに的確に応えるため、プログラムの質の向上や持続可能で継続的な運営体制の確立を目指す。
	守谷中央図書館大規模改修工事（中央図書館） 【取組・成果】 ○令和７・８年度で行う工事であり、老朽化した施設・設備の更新に加え、利用者ニーズを十分に反映した新たな空間･機能を備えた快適で魅力ある図書館への転換を図り、施設全体の機能等の向上を図る。 ○事務室・スタッフラウンジ改修工事、既存棟内部の解体・天井下地工事、屋上防水工事、機械室解体、配管撤去、増築部分の鉄骨建方（たてかた）工事等を実施し、令和７年度末現在の全体の進捗率は16.3%。 工　　期：令和７年10月３日～令和８年11月30日 工事内容：開架エリア改修、事務室改修、トイレ改修、書架・家具・サイン工事、増築工事、外部改修、外構改修、電灯/コンセント/照明、放送設備、火災報知設備、ＬＡＮ、防犯カメラ、空調設備、給排水設備、屋外排水切回し、埋設給水管更新など 【課題・今後の方向性】 ○令和９年２月のリニューアルオープンに向け、工事の進捗管理に努めるとともに、資料へのＩＣタグ貼付作業、ＩＣ機器を含むシステム更新、建物引渡し後の外部倉庫保管資料再配架の進捗管理に努める。

◇令和７年度重点事業に対する点検評価委員の意見

Ⅰ　教育改革の推進

⑵豊かな心を育む教育の推進

・「校内フリースペース」の全校開設、支援員の全校配置と同時に、支援員やＳＳＷによる毎月１回開催の定例会での情報共有、研修等が実施され、個に応じた支援が行われ、不登校や教室に入れない児童生徒の登校や復帰が増加していることは大変素晴らしい成果である。新たな不登校児童生徒を生まないために、未然防止、早期発見、早期対応の徹底と保幼小中高一貫指導･支援の継続を切に願っている。

・不登校対策として効果が見られたとのこと、全国的な課題である不登校対策に対し、子どもに寄り添った取り組みがなされていると感じた。

・道徳の副読本の編纂委員でもある広中忠昭氏を招聘し、授業研修を行いご助言いただいたとのこと。良い指導者を呼んでいただき、感謝している。

・市不登校支援教室「校内フリースペース」の全校開設・支援員の全校配置と同時に、支援員や SSW による毎月１回開催の定例会での情報共有、研修等が実施さ

れ、個に応じた支援が行われ不登校や教室に入れない児童生徒の登校や復帰が増加していることは大変素晴らしい成果である。新たな不登校児童生徒を生まないために、未然防止、早期発見、早期対応の徹底と幼小中一貫指導・支援の継続を切に願っている。

⑹学びを支える環境づくり

・中学校部活動地域展開を推進するために、様々な課題解決を図るべく実践を継続してきている。特に、平日を含む活動のモデル事業としてMSCC管理下の地域クラブを発足させ、学校部活動を地域クラブで継承する体制を整えたことは大きな進展であり、財源確保の取り組みと併せて今後の運営・発展に期待したい。

２　生涯学習の推進

⑴自主的な学習の支援と機会・場の提供

・放課後チャレンジ教室の実施に取り組まれていること、学びを大切にする守谷市教育ならではの取組と思う。
・中学校部活動地域展開を推進するために、様々な課題解決を図るべく実践を継続してきている。特に、平日を含む活動のモデル事業としてＭＳＣＣ管理下の地域クラブを発足させ、学校部活動を地域クラブで継承する体制を整えたことは大きな進展であり、財源確保の取り組みと併せて今後の運営・発展に期待したい。
・スクールバス運用中御所ケ丘小と郷州小にて放課後チャレンジ教室の実施準備をしているとのこと。共働き世帯にとって習い事の送迎は１つの大きな課題なので、下校後そのまま利用できるのは利便性が高い。現在はスクールバスでの帰宅とされているが、他校に拡大する場合は帰宅方法についてもご検討いただきたい。

Ⅱ　施策実現のための主な取組

施策実現のための主な取組については、成果指標の令和８年度目標値達成度合を以下４段階で評価しています（参考：県教育委員会点検評価達成基準）。

A　期待以上の成果（100%以上）
B　概ね期待どおりの成果（80～99%）
C　期待した成果を下回っている（50～79%）
D　期待された成果があがっていない（50%未満）

1　教育改革の推進

（１）確かな学力の育成

単位：千円(前年度)

事業名	1-1-1　守谷型カリキュラム・マネジメントの継続	決算額	―
目的	教職員が担うべき業務に専念できる環境や児童生徒と向き合う時間を確保し、長時間勤務の働き方を改善することで、児童生徒の学びの質の保障をする。		
事業内容	・週３日５時間授業（月、水、金）の実施 ・中学校「部活動改革」の推進		
課題・対応方向	・教職員の超過時間削減という「量の改善」においては一定の成果を収めているが、今後は創出された時間を児童生徒への指導力向上へ還元する「質の転換」を客観的に評価する仕組みが必要である。 ・中学校においては、部活動の地域移行に伴う過渡期特有の業務（地域指導者との調整等）が発生しており、単なる時間削減にとどまらない教職員のメンタルヘルスや業務分担の最適化が喫緊の課題となっている。 ・今後もデータに基づく業務量の可視化を行い、属人的な努力ではなく、組織的なマネジメントによる学習進捗管理と働き方改革の両立を図る。		
外部からの意見	・授業時数の適正化が学力低下を招いていない客観的データ（全国学力調査の結果等）が示されており、効率的かつ効果的なカリキュラム・マネジメントが機能していると評価できる。（県外視察者、学識経験者）		
担当課	教育指導課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
全国学力・学習状況調査で全国平均正答率を市平均正答率が上回っている教科の割合	100%	100%	100%	100%	100%	A
意欲をもって授業に臨んでいる児童生徒の割合	78.9%	83.5%	77.4%	84.0%	90.0%	C
小学校教職員の超過在校等時間月45時間以内の割合	67.5%	86.0%	83.0%	90.0%	100%	B
中学校教職員の超過在校等時間月45時間以内の割合	42.2%	60.0%	60.6%	80.0%	80.0%	C

事業名	1-1-2　学習支援ティーチャーの配置	決算額	68,379(58,511)
目的	個に応じたきめ細かな学習指導や生活習慣指導を行うため、チームティーチング（担当教職員と学習支援ティーチャー）による指導の充実を図り、分かる授業を展開することで、学力向上を目指す。		

事業内容	・内容　学習支援及び生活指導 ・形態　担任と非常勤講師によるチームティーチング ・会計年度任用職員の配置　28 人 ⇒小学校第 1 学年及び 2 学年の学級数がそれぞれ 2 以上の場合 学級数が 2 の場合は 1 人、3 又は 4 のときは 2 人、5 又は 6 の場合は 3 人配置 ⇒小学校第 1 学年及び第 2 学年の学級数がそれぞれ 1 の場合 第 1 学年、第 2 学年合わせて学級数が 2 のときは 1 人、3 のときは 2 人の配置
課題・対応方向	・学習支援ティーチャーの配置により、支援を要する児童への初期対応が速化しているものの、支援ノウハウが学校全体、学校間で共有されていない点が課題である。 ・担任と支援員の役割分担（T・T のあり方など）を明確にマニュアル化し、経験年数に関わらず質の高いサポート体制を均質に提供できる組織体制の構築を進める。
外部からの意見	・担任以外の斜めの関係を持つ大人が教室にいることで、子供たちの心理的安全性に繋がり、不登校傾向の未然防止にも効果を発揮していると思う。（外部評価委員）
担当課	教育指導課

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
全国学力・学習状況調査で全国平均正答率を市平均正答率が上回っている教科の割合	100%	100%	100%	100%	100%	A
意欲をもって授業に臨んでいる児童生徒の割合	78.9%	83.5%	77.4%	84%	90%	C

事業名	1-1-3　市費負担教科担任の配置	決算額	114,756(107,725)
目的	市内小学校 5・6 年生の児童（以下「小学校高学年」）を対象に、市独自に雇用した専門性を有する教職員が教科指導を行うことにより、授業の質を向上させ児童の学習意欲をより高める。併せて小学校高学年を担任する教職員の働き方改革を進める。		
事業内容	・内容　専門分野の教科学習指導（理科、音楽、図画工作） ・形態　市内 9 校の小学校高学年の教科指導を担当する。 ・市費負担教職員（教科専科）の配置 17 人（理科 9 人、音楽 4 人、図画工作 4 人）		
課題・対応方向	・教科担任制の導入は、対象児童の学習意欲向上という直接的成果に加え、学級担任が空き時間を活用して他の授業準備や児童理解に充てられるという副次的・波及的効果を生み出している。一方で、指導力の高い人材を長期的に維持・確保するためのマネジメントが課題である。 ・教科担任制により学級担任に生まれた「時間的余白」が、いじめの早期発見、きめ細やかな保護者対応にどのように活かされているか、今後その相関関係についてもデータ化して検証することが求められる。 ・今後は、教科専科教員に対する研修制度の構築や、優れた指導法を市内全校へ共有・還元する仕組み（公開授業や動画アーカイブ等）を整備し、市		

	全体の指導力向上システムとして本事業を昇華させることが求められる。
外部からの意見	・単に専門的な知識を教えるだけでなく、実験や実技を伴う教科において、安全管理が徹底され、より高度で探究的な学習活動が展開されている点が評価できる。（教育委員）
担当課	教育指導課

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
授業を肯定的に捉えている児童の割合	77.6%	94.0%	96.0%	95.0%	85%	B

事業名	1-1-4　学校図書館を活用した読書活動の推進	決算額	40,575(34,742)
目的	令和元年度から実施されている学校教育改革プランに基づく「中央図書館との連携による学校図書館の充実」を図るため、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能充実に対する支援を行う。		
事業内容	・中央図書館の大規模改修工事に伴い、従来の学校からの団体貸出方法が困難となったため、小中学校の単元に沿った「単元ブックパック」を作成し、９月から運用・貸出を開始した。 ・団体貸出（2,134 冊）や学校間相互協力（89 冊）を促進した。団体貸出は前年を上回る成果となり、学校間相互利用については、学校の蔵書充実によりやや減少したが、円滑な貸出支援は維持された。 ・図書館職員が年間を通じて 49 回ブックトークを実施した。令和６年度実績の 42 回から増加し、児童生徒の読書活動の充実に努めた。 ・学校図書館システム及びぽけっと図書館の活用を進めるとともに、学校司書によるブックフェアへの参加を通して、実際に図書の内容を確認しながら、児童生徒の興味・関心や学校の実情に応じた選書の充実を図った。 ・充足率を考慮した資料費配分により、学校図書館資料の充実に努めた。なお、学級数増加に伴う図書標準冊数の増加により、達成校数は 11 校となった。		
課題・対応方向	・大規模改修工事期間中における学校支援体制の維持が課題であることから、令和８年度も引き続き単元ブックパックの充実及び円滑な運用に努め、学校の希望や学習単元に応じた柔軟な貸出支援を継続する。 ・学校図書館資料の継続的充実に向け、充足率や学級数の状況を踏まえ、計画的な蔵書整備を継続的に実施することで、学校図書館資料の充実を図る。 ・読書活動推進への継続的支援を図るため、ブックトークを通じて児童生徒の読書活動の充実を支援するとともに、「ぽけっと図書館」と電子図書館の連携を強化し、利便性の高い読書環境を整備する。 ・学校間相互利用の促進に向け、学校の蔵書充実に伴う相互貸出の変化を踏まえつつ、情報共有や連携体制を強化し、必要に応じた貸出支援を行う。		
外部からの意見	・学校図書館を活用するとともに、図書館のブックトークなどを積極的に活用することで児童の読書活動の推進を努めていきたい。（教職員）		
担当課	中央図書館		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
学校図書館の年間貸出冊数	187,897	278,448	333,413	250,000	250,000	A
学校図書館図書標準の達成学校数	8校	12校	11校	10校	13校	B

事業名	1-1-5 サタデー学習支援教室の実施	決算額	771(1,277)
目的	小学校4年生から6年生までの希望する児童を対象に、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図ること及び学習に興味関心を高める。		
事業内容	・内容 ①国語及び算数を中心とした基礎的・基本的な学習の個別指導 ②宿題に関する支援 ③学習方法、学習習慣の確立に関する相談並びに支援 ④小学校との連携並びに児童及び保護者との学習相談 ・非常勤講師の配置等　サタデー学習支援教室指導員　6人		
課題・対応方向	・R7年度では勉強する時間が増えた児童の割合がR6年度に比べ低かった。隔週での実施をしているため、サタデー学習支援教室がない週においても学習に取り組めるような声掛けや、やる気が出る支援を検討していく。 ・今年度から入室した児童においては、学習習慣を確立できるような声掛けを実施していく。継続して参加している児童の継続的な支援を実施する。		
外部からの意見	・家では集中して勉強できないのですが、サタデー教室だと集中して短時間で宿題を終えることができ、先生方がほめてくださるので、本人はいつも進んで参加しています。(サタデー学習支援教室　参加児童保護)		
担当課	教育指導課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
サタデー教室に参加して、勉強する時間が増えた児童の割合	30.0%	87.5%	68.4%	70.0%	50%	C

（２）豊かな心を育む教育の推進

単位:千円(前年度)

事業名	1-2-1 特別支援教育の推進	決算額	6,540(5,525)
目的	教職員の特別支援教育に関する専門性を高め、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒が早期からの一貫した教育支援を受けることで、本人の持つ能力を発揮できるようにする。		
事業内容	・守谷市教育支援委員会（年6回実施） ・特別支援教育（発達性読み書き障がい）に関する研修（年8回） ・特別支援教育担当者会議の開催（年１回） ・保育所、幼稚園訪問（年間2回以上） ・こども療育教室、守谷市総合教育支援センターとの定期的な情報交換（随時） ・おやこ保健課と連携した５歳児検診で情報共有		
課題・対応方向	・特別支援学級在籍児童生徒の増加に伴い、各学校において児童生徒の「適切な学びの場の検討」が段階的なプロセスを経て実施されているか改めて		

	確認する必要がある。 ・特別支援学校による巡回相談制度を計画的に活用し、各校における特別支援教育の充実を図っていく。
外部からの意見	・特別支援学級では子どもの特性・実態を学校全体でよく理解して、丁寧な指導・支援を継続してくれている。（保護者）
担当課	教育指導課

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
教職員の研修実施回数（校内研修、訪問含む）	5回/校	10回/校	20回/校	20回/校	5回/校	A
市内保育所・幼稚園訪問回数	55回	63回	190回/校	150回/校	60回	A

事業名	1-2-2 いじめ防止対策の推進及び不登校対策の実施	決算額	46(1,336)
目的	・いじめの未然防止及び早期発見に努めるとともに、いじめが起きてしまった場合は迅速に対応し、再発の防止に取り組める体制を整備する。 ・不登校の未然防止及び早期対応に努め、「社会的自立」を目指し、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導も含む）を行うことにより、その社会的自立を支援していく。		
事業内容	・いじめ対策本部の設置（各学校、市教委） ・いじめ問題重大事態調査委員会実施　２月１３日（金）於　給食センター 調査委員に、「いじめ事案に係る現状報告」「いじめ未然防止に係る取組み」を報告後、指導助言をいただいた。 ・保幼小中高一貫教育シートの作成・活用による「隙間のない生徒理解」の推進 ・校内フリースペースを増設並びに支援員を配置（各中学校区内小学校１校） R7 年度から小学校 9 校　中学校 4 校　計 13 校（全校設置完了） ・スクールソーシャルワーカーを各中学校区に 1 名ずつ配置		
課題・対応方向	・令和 7 年度のいじめの認知件数は、小学校 306 件、中学校 110 件、合計 416 件であった。解消率は、小学校は 76.8%、中学校は 57.3%である。小中学校共に認知数は増加しているが、解消率は、小中学校で差が見られる。中学校は、学年職員で生徒の見守りや支援にあたる必要がある。ただ、全体的な解消率も微増で留まっているのも課題である。		
外部からの意見	・全ての児童が楽しく学校に登校できるように、いじめのない楽しい学校づくりを継続してほしい。（大野小学校保護者）		
担当課	教育指導課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
いじめの解消率	88.00%	67.6%	71.6%	77.0%	75.00%	B
不登校児童生徒出現率（30 日以上欠席）	2.10%	3.58%	3.98%	3.50%	3.50%	B

事業名	1-2-3 情報モラル教育の推進	決算額	－
目的	教職員が情報モラルについて研修し、児童生徒に情報モラル教育を行うこと		

	で、児童生徒が情報を適切に活用できる力を育む。
事業内容	・教職員対象…有識者や ICT 支援員等による情報モラルに関する研修の実施 ・児童生徒対象…情報モラルに関する授業の計画的かつ確実な実施
課題・対応方向	・生成 AI の活用が小中学校で実施されている中で、情報モラルに関する授業だけでなく、学校教育全体で児童生徒の情報リテラシー能力を育成していく必要がある。市主催の研修においてグッドモデルを提示し、各校の情報主任や教務主任が中心となり、自校化していく仕組の構築を検討していく。
外部からの意見	・生成 AI にできるだけ触れさせるとよい。これから研修が必要だと思うが、生成 AI を有効活用できる授業を展開してほしい。（守谷中学校保護者） ・ＳＮＳにおけるトラブルについて、正しい判断をして使っていけるよう、学校と家庭相互で教育をすることが大切である。（けやき台中学校保護者）
担当課	教育指導課

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
ICT 機器(スマートフォンや PC)の使い方について、約束したことを守っている児童の割合(市情報活用能力アセスメント問題)	実施せず	96.2%	96.9%	98%	100%	B
ICT 機器(スマートフォンや PC)の使い方について、約束したことを守っている生徒の割合(市情報活用能力アセスメント問題)	実施せず	96.9%	97.7%	98%	100%	B

（３）健康と体力を育む教育の推進

単位:千円(前年度)

事業名	1-3-1 遊ゆうタイムの活用など子どもの体力向上の推進	決算額	624(639)
目的	体育の授業を基盤として、体を動かすことが好きになる児童生徒を育成し、集団での外遊びを推奨することで、友達と体を動かす喜びを味わい、体力の向上を図る。		
事業内容	・運動量を確保し、「できること、わかること、関わること」を実感できる、体育の時間の実践 ・各校で週１回、ロング昼休み（遊々タイム）を設定し、集団で外遊びをする時間の確保		
課題・対応方向	・令和７年度の体力テストにおける体力上位（A＋B）の児童生徒の割合は、前年度に比べ低下した。今後は、児童生徒一人一人が、体力テストの結果を振り返り、体の状況に合わせた運動ができる場を設定していく。 ・体育科・保健体育科における体を動かす機会を適切に確保した授業づくりを推進し、体力向上を図る。また、専門家と連携した授業を推進していくことで、運動が好きになる児童生徒の育成を目指す。		
外部からの意見	・ヤクルトスワローズによる投げ方教室等、専門家を活用した体育の授業は子供たちの意欲の向上、体力向上に大変効果的であった。（学校運営協力員）		
担当課	教育指導課、学校教育課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
体力テストで総合評価A、Bを取得できた児童の割合	中止	49%	44.8%	50%	60%	C

体力テストで総合評価A、Bを取得できた生徒の割合	中止	57.7%	56.9%	58%	60%	B

事業名	1-3-2 正しい食生活の理解や望ましい習慣の推進	決算額	644,161(614,801)
目的	・給食指導及び保健体育、学級活動の授業を通して、正しい食生活の習慣の定着を図る。 ・食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けることができるようにする。		
事業内容	・食育月間（6 月）における栄養教諭等による食に関する指導を実施し、家庭との連携を図る。 ・地場産物の活用や日本やほかの国々の食文化を知ることができる、生きた教材となる給食を提供する。 ・給食センター職員や栄養教諭を積極的に授業で活用する。 ・給食だよりや市広報紙、「市クックパッド」での給食レシピの紹介をする。		
課題・対応方向	・栄養教諭による給食等の巡回指導、小中学校の家庭科や体育科、学級活動等での担当教諭との協働授業に継続して取り組み、正しい食生活の理解や望ましい習慣の確立に努める。特に、朝食の大切さについての指導を充実させる。 ・毎月の給食の献立には、茨城県産や守谷産の食材を使用したもの、日本や世界各地の郷土料理などを取り入れており、食文化の素晴らしさを伝えてきた。今後も継続して行っていく。 ・給食センター見学は 17 団体、291 名であった。学校給食提供までの過程（献立作成、食材調達・検収、調理、配送、片づけなど）を保護者など多くの市民に知ってもらうことは重要である。 ・食生活の基本は子どもの時期に形成されることから、日常生活の基盤である家庭において子どもへの食育を着実に推進していくことが重要な課題であるため、例年どおり、毎月広報紙やホームページでレシピ紹介や給食だよりを掲載した。		
外部からの意見	・施設見学で、食材管理や調理など多くの人が関わって安全安心な給食が提供されていることがわかった。多くの児童生徒にも学校給食センターを見学してほしい（給食センター見学者）。 ・栄養教諭による講座を受講し、献立作成には栄養価、食材選定などいろんな要素を考慮して実施されていることが分かった。（給食センター見学者） ・給食の試食により、「守谷の給食はおいしい」と概ね好評であった。（給食センター見学者）		
担当課	教育指導課、給食センター		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
学校健診で所見のあった児童生徒の割合	11.9%	10.9%	11.6%	10.0%	10.0%	B
朝食を毎日食べている児童の割合(全国学力学習状況調査児童質問用紙)	97.4%	95.5%	93.5%	96.0%	98.0%	B

（4）グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進　単位：千円(前年度)

事業名	1-4-1　ALT活用による外国語教育の推進	決算額	112,141(108,203)
目的	外国語教育推進事業における ALT（外国人指導助手）の全校配置に加え、昨年度から導入した英語ネイティブスピーカーによる講師と生徒が１対１で英会話をオンラインで行うことにより、新学習指導要領で重視される４技能（「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」）の育成を更に充実させる。		
事業内容	○外国語指導助手(ALT)管理業務 ・ALT の全校配置 19 名（大規模小学校及び中学校２名） ・ALT ミーティング（年 3 回)、ALT ログハウスミーティング（年 4 回以上） ・ALT によるもりやキャラバン、英語アウトリーチ、イングリッシュ・フォーラム、イングリッシュ・フェスティバル、ALT と学ぼう等の英語コミュニケーション活動の実施 ・姉妹都市、海外小中学校との海外英語交流学習のサポート ・小学校外国語教育校内研修の実施（全小学校 9 校×1 回） ○オンライン英会話授業支援業務 ・外国人講師とのマンツーマン英会話レッスン（1 回 25 分）の実施 ［対象学年・人数］　小学校第５学年～中学校第３学年 ［実施回数］ 小学校･･･第 5 学年 年間 3 回 第 6 学年 年間 3 回 中学校･･･第 1 学年 年間 4 回 第 2 学年 年間 4 回 第 3 学年　年間 4 回 ○オンライン学習システム（使用料） ・英語パフォーマンステスト（小学 6 年対象）を年 2 回実施 ・英語スピーキングテスト（中学 2 年対象）を年 2 回実施 ○外国語教育推進事業 ・小学校低学年において、教育課程特例校申請を行い「英語活動」を設置 ・学習者用デジタル教科書等を活用した個別最適な学びの推進 ・外国語教育推進委員会（年 3 回）		
課題・対応方向	・ALT を全校配置し、オンライン英会話を活用することで、英語によるコミュニケーションの機会が増えている。その中で、外国語が話せるようになりたいと思う児童の割合は増加している。一方、中学３年生の英検３級以上の取得率は減少した。今後は、言語活動を重視した授業改善を図り、伝え合う力や発信する力のさらなる向上を目指す。		
外部からの意見	・オンラインや ALT とのコミュニケーションの場が多いことは、児童生徒の英語学習にとって大変有意義なことである。(学校運営協力員) ・英語力だけでなく、国際感覚やコミュニケーション能力も育んでほしい。(学校運営協力員)		
担当課	教育指導課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
外国語が話せるようになりたいと思う児童の割合	93.0%	93.0%	93.0%	94%	95.0%	B

英検3級以上を取得した中学3年生の割合	47.9%	60.4%	54.7%	60.0%	60.0%	B

事業名	1-4-2 ICTを活用した教育の推進	決算額	―
目的	ＩＣＴ機器を効果的に活用して、児童生徒が主体的、探究的な学びができるようにするとともに、一人ひとりに個別最適化された学びを実現する。		
事業内容	・学校訪問での指導・助言による「守谷型ラーニングスタイル」の実現 ・守谷型授業力ブラッシュアップ研修における協働立案型提案授業の公開 ・計画訪問（年１回）、要請訪問（随時） ・情報教育推進委員会の実施（年４回） ・ＩＣＴ支援員による ICT 機器の有効活用に向けてのサポート（随時） ・教職員の資質向上を図るための研修の実施（随時） ・各中学校区１名を選出し「生成 AI 活用推進プロジェクトチーム」を設置		
課題・対応方向	・小学校では、コンピューター室が撤去されてから年々、ICT 機器の活用が低下している。ただ、一人一台端末での学習が当たり前になったことで意識せずに利活用できていることも考えられる。今後は、ただ使えばよいでなく、効果的な活用方法検討しながら、ＩＣＴ活用から得られる学習効果を最大限に発揮させていく。また、Ｒ８年度から生成ＡＩの活用が各校で加速する。正しい活用方法を提示しながら、学習体系を整えていく。		
外部からの意見	・「１人１台端末を活用した自主学習」については、保護者の数値が昨年度より大きく伸びていることが喜ばしい。教師の貢献度が高いと思われる。（御所ケ丘中学校保護者） ・タブレットを活用してこそできる学びの実践が、今日的で良い。授業の中で、困難を経験し、そこから次の学びにつながっている。特に「自分の意見と交流する」「対話を通して考えを深める」という、アクティブ・ラーニングの核心部分で結果が出ているのは非常に価値が高い。（御所ケ丘小学校保護者）		
担当課	教育指導課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
5 年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器を、どの程度使用したか。週 3 日以上の割合(全国学テ質問用紙)	85.9%	73.4%	88.3%	85.0%	90.0%	C
中学校1・2年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器を、どの程度使用したか。週 3 日以上の割合(全国学テ質問用紙)	43.6%	91.5%	97.2%	95.0%	100%	B

事業名	1-4-3 キャリア教育の推進	決算額	141(106)
目的	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく。		
事業内容	・中学校社会体験事業（職場体験など、体験的なキャリア教育の充実） ・「キャリア教育指導計画」の作成、見直し（各校） ・キャリア教育を意識した授業の実践（提案授業）並びに好事例の共有（市		

	教研キャリア教育部との連携）
課題・対応方向	・中学校では職業フォーラムを実施し、働くことの意義やキャリアプランについて学ぶことができた。職業観だけでなく、よりよく生きるために自己を見つめ社会とのかかわり方に考えられるように、さきがけタイムや総合的学習の時間を充実させていく。
外部からの意見	・自分を肯定的に感じることができていることが素晴らしい。（大井沢小学校保護者） ・大野地区の自然を生かした米づくりやサツマイモ栽培等は、自然への理解を深め、子供の豊かな心を育むために効果的だと思う。続けてほしい。（大野小学校保護者） ・AIの普及により、今後なくなっていく職業が多いと聞いている。そういったことも考えながら、将来に向けてのビジョンを持てるようにしてほしい。（けやき台中学校保護者）
担当課	教育指導課

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
将来の夢や目標を持っている割合（中学3年全国学テ質問用紙）	65.4%	63.1%	63.1%	65.0%	70.0%	B

（５）地域とともにある学校づくり

単位：千円(前年度)

事業名	1-5-1　地域と連携した学校運営と教育活動の推進	決算額	504(187)
目的	学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と、学校と地域が相互にパートナーとして地域の活性化に取り組む「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進し、保護者、地域、学校、行政が一体となって子どもたちの成長を支える。 ※学校に「学校運営協議会」を設置、地域に「地域学校協働本部」を整備する。		
事業内容	・御所ケ丘中学校区における「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入を通して、学校ごとに実施する運営協力員会議とのつながりや役割の共有を図った。 ・御所ケ丘中学校区地域学校協働活動において、北守谷地区・大井沢地区まちづくり協議会及び各学校ＰＴＡの協力を得て、校区オリジナルの防災ハンドブックの作成に取り組み、地域と学校共通の課題を認識するとともに、解決策の検討を行った。 ・愛宕中学校区の資源・人材発掘に取り組み、校区の特徴を生かしたコミュニティ・スクールの体制づくりに向けて、校区内まちづくり協議会との情報交換会、学校長による設立準備会を行った。		
課題・対応方向	・中学校区ごとの学校運営協議会により、校区内の連携や情報共有は図られているが、地域学校協働活動の場面では校区内の地域性の違いにより、円滑な展開に課題が生じる可能性がある。 ・地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）の役割浸透と地域住民の「学校の応援団」としての意識醸成を進める必要がある。		

	・今後は、連携体制の整備や推進員への理解促進に努めるとともに、地域全体の応援団意識の醸成を図る。 ・地域学校協働活動への参加促進や実効性の向上を並行させることで、地域と一体となった教育活動の充実を目指す。
外部からの意見	・地域課題（防災、郷土愛の醸成など）の解決に、子どもたちが主体的に関わるプログラムを増やしてはどうか。（地域学校協働本部での学校長・推進員の共通意見） ・学校を拠点に多世代が交流することで、地域コミュニティが活性化することが期待できる。（地域学校協働活動推進員）
担当課	学校教育課、生涯学習課、教育指導課

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
コミュニティ・スクール設置数	0校区	1校区	2校区	4校区	4校区	C
地域学校協働本部設立数	0校区	1校区	2校区	4校区	4校区	C

事業名	1-5-2 教育活動における地域人材の有効活用	決算額	38(24)
目的	未来を担う子どもたちの豊かな学びを支えていくため、学校・家庭・地域が連携し、互いに協力しながら、地域で子どもたちの健やかな成長を支援する。		
事業内容	・学校の求めに応じて、もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク登録者（以下「CS ボランティア」という。）につなぎ、学校活動において地域人材を活用した。 ・CS ボランティアの拡大を図るため、既存の学校支援団体、ＰＴＡ主体のボランティア組織に声掛けをし、個人のみならず、団体登録を促した。 ・授業補助、学校行事のサポートのほか、環境整備、登下校の見守りなど多種多様な用途で地域住民が活躍した。		
課題・対応方向	・CS ボランティアの登録者数拡大と安定的な運用が課題であり、団体登録や継続参加の促進が必要である。 ・今後は、多様な活動に対応できる体制整備や活動内容の周知、適切なマッチングやフォローアップをし、地域人材の持続的な教育活動への参画を促進する。		
外部からの意見	・ボランティア活動だけでなく、授業の支援に関われるのはやりがいがある。（CS ボランティア） ・教職員のみでは対応が困難な環境整備や学習補助において、地域の方の協力を得ることは、教職員の業務負担軽減につながり有意義である。（学校関係者）		
担当課	生涯学習課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
地域の人で学校活動に関わった人数(年間)	未実施	1,856 人	2,684 人	3,000 人	3,000 人	B
もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク登録者数(個人・実人数)	未実施	95 人	91 人 (27 団体)	90 人 (30 団体)	120 人	B

（６）学びを支える環境づくり

単位：千円(前年度)

事業名	1-6-1　教職員のICT活用能力及び資質能力の向上	決算額	小 148,199 (135,426) 中 238,178 (67,451)
目的	ＩＣＴ教育環境を有効活用するために、教職員のＩＣＴ機器等に関する活用能力向上及び授業改善を図る。		
事業内容	・ICT 機器を授業等において効果的に活用するための環境整備・支援 ・ICT 支援員の配置（学校派遣：4 人、教育指導課常駐：2 人） ・教職員の ICT 活用能力及び資質向上を図るための研修の設定		
課題・対応方向	・教員の ICT 活用力と指導力は高い水準で安定している。全ての教職員が自信をもって ICT 活用ができるように、今後も、市主催の基本研修や生成 AI 活用研修を計画的に実施していく。		
外部からの意見	・タブレットを使った授業もみられ、このまま、このような授業を続けていっていただければと思います。（郷州小学校保護者） ・１人１台端末の「効果的な活用」を目指した実践を学校全体でより深める。生徒の表現力や発信力を高める授業や個別最適化学習に生かす。また、生成 AI の効果的な活用を学校全体で見出していく必要がある。（守谷中学校保護者）		
担当課	教育指導課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
ICT 機器を教材研究・授業の準備・評価・校務などに活用することができる(教員の ICT 活用指導力調査)	実施せず	98.2%	97.8%	100%	100%	B
児童生徒の ICT 活用を指導することができる(教員の ICT 活用指導力調査)	実施せず	98.4%	95.6%	100%	100%	B

事業名	1-6-2　学校における働き方改革の推進	決算額	2,603(2,642)
目的	教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに効果的な教育活動を行えるようにする。		
事業内容	・スクールロイヤー制度の継続実施（学校教育課）　465,376 円 ・労働安全衛生法に基づくストレスチェックの継続実施（学校教育課）424,952 円 ・教職員向けハラスメント研修会の継続実施（学校教育課）　165,000 円 ・スクールサポートスタッフ８人配置（教育指導課）		
課題・対応方向	・小中学校ともに改善率の鈍化傾向が見受けられる。令和８年３月に策定した「守谷市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保実施計画」に定めた取組を推進することで、更なる向上を目指していく。		
外部からの意見	・ハラスメント研修会は、ハラスメントに対する考え方を変えるきっかけとなった。常に自他の行動を意識し、注意できるようになった。（教職員）		
担当課	教育指導課、学校教育課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
小学校教職員の超過在校等時間月 45 時間以内の割合	67.5%	86.0%	83.0%	90.0%	100%	B

中学校教職員の超過在校等時間月 45 時間以内の割合	42.2%	60.0%	60.6%	80.0%	80%	C

事業名	1-6-3 学校施設等の教育環境の整備	決算額	1,717,034(1,095,113)
目的	児童生徒の学習及び生活の場として安全・安心できる環境を確保するとともに、時代に応じた教育が可能となる教育環境を整備する。		
事業内容	・学校施設の長寿命化計画に基づき、校舎及び屋内運動場の計画的な改修を進めるとともに、必要な備品等を購入していく。 【令和７年度】 ・けやき台中学校校舎改修工事 ・松ケ丘小学校屋内運動場改修工事 ・大井沢小学校屋内運動場改修工事 ・黒内小学校プレハブ校舎増設工事 ・黒内小学校北門設置工事		
課題・対応方向	・学校施設長寿命化計画を見直し、適切な改修工事を継続していくとともに、突発修繕についても優先順位を付けた計画的な対応を行っていく。また、一校で修繕対応が必要となった設備は、今後他校でも同様内容の修繕が発生する可能性があるため、設備状態を全体的に把握し、故障の未然対応をしていく必要がある。		
外部からの意見	・改修工事により、きれいで明るく勉強しやすくなった。(生徒) ・建物全体が明るくなって、気分も明るくなる。(生徒) ・黒内小学校は、東側通路が歩車分離されたことや、北門ができたことにより、登下校の安全性が改善された。(保護者)		
担当課	学校教育課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
学校施設の老朽化対策として長寿命化計画に基づき改修工事に着手した学校施設の割合(令和2年から令和8年までに予定している改修工事(15件)に対する割合)	33.3%	73.3%	73.3%	73.3%	100%	C
学校施設の修繕要望に対する対応率	90.7%	90.1%	77.1%	90.0%	95.0%	C

事業名	1-6-4 部活動指導員配置の推進	決算額	63,877(40,542)
目的	中学生のスポーツ、文化、科学等に係る技術の向上につなげるとともに、教職員の負担軽減につなげるため、部活動指導員の配置を推進し、休日の部活動の運営を地域団体等に段階的に移行する。		
事業内容	・主に平日の部活動（学校管理下）に部活動指導員を配置した。 ・休日の指導を担う指導者を市スポーツ協会が管理し、育成・活用することで教職員の負担軽減につなげた。 ・平日を含む地域クラブ活動のモデル事業として、地域クラブを発足させ、学校部活動を地域クラブが継承する体制の整備と支援制度を整えた。		
課題・対応方向	・部活動指導員の平日配置により教職員の負担軽減が図られている一方で、休日指導者の育成・管理体制の強化や指導の質の確保が課題となってい		

	る。 ・今後は、市スポーツ協会と連携した休日指導者の確保・育成・活用をさらに推進し、教職員の負担軽減と安定的な運営を両立させる体制整備に努める。
外部からの意見	・専門的な技術を持つ指導員から教わることで、技術が向上し、怪我のリスクも減って安心して活動できている。（生徒） ・学校の教育方針（部活動の教育的意義）に対する指導員の理解に差が見られる。（学校関係者） ・指導に必要な研修は受講しているものの、学校の先生と同じように子どもたちに配慮することは難しいと感じている。困ったときの相談窓口があると良い。（部活動指導員・地域指導者）
担当課	生涯学習課

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
部活動指導員の配置人数	10 人	14 人	16 人	18 人	20 人	B
休日の部活動を地域移行した割合	未実施	38.5%	46.3%	50.0%	100%	D

事業名	1-6-5 交通安全意識の向上及び交通安全施設等の整備	決算額	9,323(9,006)
目的	登下校時の安全確保や不審者対策、発災時対応の確立等を通して、学校の危機管理体制の強化を図る。		
事業内容	・通学路安全点検や通学補助員による立哨指導、災害時引渡し訓練等を実施し、児童生徒を始め、教職員・保護者に危機管理意識を持ってもらう。 【令和７年度】 ・通学補助員による立哨指導の継続実施、通学補助員を対象とする交通安全に関する講習会開催 ・通学補助員の立哨箇所を見直し、調整を行いました。 立哨箇所の異動変更１件、新規立哨箇所２件（うち１件は異動による） ・通学路危険個所の合同安全点検の継続実施 ・青色防犯パトロール車（各校１台配備）を利用した教職員・ボランティアによるパトロールの継続実施		
課題・対応方向	・通学事情や、交通事情は毎年度変化が伴うものなので、引き続き、状況を把握し、適切かつ迅速な対応をしていく必要がある。具体的には、今年度も通学路合同点検を実施し、危険箇所の改善や、安全対策等を検討及び実行していく。		
外部からの意見	・危険箇所や児童の交通量が多い箇所に、通学補助員を置いてほしい。（保護者）		
担当課	学校教育課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
合同安全点検での指摘危険箇所対応率	70.0%	77.8%	81%	85%	90%	B
講習会が役に立ったと回答した通学補助員の割合	―	100%	100%	100%	100%	A

2　生涯学習の推進

（１）自主的な学習活動の支援と機会・場の提供

単位：千円(前年度)

事業名	2-1-1　学習機会と交流の場の提供	決算額	166,705(141,084)
目的	市民が健康で心豊かな生活を送り、生きがいづくりや生活に必要な知識、技術を習得するだけでなく、地域課題や社会的課題の解決につなげるため、各公民館で幅広い分野の講座を実施する。 生涯学習に関連するサークル・団体の自主的な活動を継続するため、支援を行う。		
事業内容	・学ぶことへの気付きや楽しさ、市民の交流の場を提供するため、アンケート等により聞き取った意見を取り入れ、あらゆる世代を対象に講座・イベント等を提供した。 ・サークル・団体の活動を支援し、同じ趣味・志向を持つ市民相互の交流と仲間づくりの場を提供した。 ・趣味・教養に関する公民館講座のほか、家庭教育講座（年９回）・講演会、人権啓発研修会（年１回）など、ライフステージに必要な学習の場を提供した。		
課題・対応方向	・公民館が企画する事業は、成人向けの講座や催し物が多い。 ・今後は、小中学生向けの事業や幼児と保護者向けの事業を増やし、幅広い層が活動できるよう取り組む。		
外部からの意見	・身近な場所で学習機会（趣味・教養、健康づくりなど）が提供されており、自己啓発や生活の充実に役立っている。（公民館講座参加者） ・子どもが参加できる講座・教室が増えてうれしい。（公民館講座参加児童保護者） ・自分には関係のない遠い問題ではなく、自身の身の回りにも潜む身近な課題であるという当事者意識を持つことができた。（人権啓発研修会参加者） ・日々の育児に対する不安やイライラが自分だけではないと分かり、心が軽くなった。（家庭教育講座参加者）		
担当課	生涯学習課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
直近1年間で生涯学習に取り組んだ市民の割合	37.4%	59.2%	62.8% (※)	60.0%	45.0%	A
公民館が主催する講座実施回数(延回数)	48回	85回	93回	90回	80回	A
公民館講座参加者の満足度	96.7%	98.0%	94.2%	95.0%	98.0%	B
公民館平均稼働率	23.3%	38.6%	35.2%	40.0%	45.0%	C

※　市民アンケートが未実施のため、令和7年度の公民館（中央・郷州・高野・北守谷）の市内利用者数は、前年度の 135,161 人から 6%増加した 143,605 人とし、この増加率を基に代用した。

事業名	2-1-2　学びと活動を支える人材の確保	決算額	－
目的	市民の学習成果を発表する機会の提供に取り組むとともに、生涯学習で身に付けた知識・技能や経験を生かそうとする人と、支援を求めている人や場をつなげるコーディネートを行う。		

	公民館の学習活動の企画や運営等に市民が参加し、意見交換や交流をすることで地域人材の活用を図る。
事業内容	・豊かな知識や技能、経験等を生かし、地域で活躍してもらえるよう、生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）の登録更新を行い、最新情報を周知した。（市ホームページのほか、市政モニターを活用） ・人材バンク利用パンフレットを更新し、公民館等の公共施設で配布した。 ・公民館におけるサークル活動体験事業の支援やサークル・団体による成果発表の場を提供した。 ・公民館による生涯学習講座講師登録事業「まなびぃもりりん」にて市内在住・在勤の 18 歳以上の方を対象に講師募集を開始した。
課題・対応方向	・人材バンク登録者の活動実績が把握しづらいため、依頼への対応や講師紹介が難しく、また個人間のマッチングにも限界がある。 ・今後、講師希望者には公民館の「まなびぃもりりん（講座講師登録制度）」への登録も推奨する。 ・養成講座の開催や活動体験会等により、ボランティアの協力をいただきながら、ボランティア養成に取り組む。
外部からの意見	・講師の活動実績が分かりにくいため利用するのに躊躇する。（人材バンク利用希望者） ・おはなしボランティア養成講座を開催し、新たなボランティアの養成に努めてほしい。（ボランティア団体）
担当課	生涯学習課、中央図書館

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
生涯学習人材バンク登録者数	77 人	69 人	71 人	73 人	60 人	A
図書館ボランティア登録団体数	22 団体	19 団体	19 団体	20 団体	19 団体	A

事業名	2-1-3　図書館サービスの充実	決算額	27,905(34,141)
目的	市民が必要とする図書や情報をいつでも容易に取得できるよう、資料の充実を図る。		
事業内容	・中央図書館の大規模改修工事による休館に伴い、図書館や公民館図書室以外の場所でも読書を楽しんでもらうため、電子図書コンテンツ購入費の割合を高めるとともに、電子雑誌閲覧サービスの提供を継続した。また、ADEAC（もりやデジタルミュージアム）においては、『もりや町政要覧(5 冊)』『守谷 21 世紀の鼓動』『守谷の石造物』を公開し、電子資料の充実に努めた。 ・大規模改修工事による休館に伴い、9 月からアワーズもりや 3 階に、守谷駅東中央図書館臨時窓口を開設し、予約資料の受渡し等のサービスに努めた。また、中央図書館所蔵の雑誌・新聞を、中央公民館図書室を中心に各公民館図書室に配置し、提供に努めた。 ・北守谷公民館図書室のリニューアルにおいては、一部床置き書架を新設し、資料提供環境の向上を図った。		

課題・対応方向	・令和８年度は、改修工事による休館が令和７年度よりも長い期間続くことになる。適切な資料の購入と、県立図書館を中心に、県内外の公共図書館とのネットワークを活用した相互貸借により、出来る限りの資料提供に努める。
外部からの意見	・駅近くに臨時窓口が開設されて便利になった。（臨時窓口利用者） ・中央公民館図書室の児童書の在庫がいつも少ない。（中央公民館図書室利用者）
担当課	中央図書館

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
図書館の貸出資料点数(個人全館合計)	856,382 点	897,007 点	738,610 点	750,000 点	1,000,000 点	C

事業名	2-1-4 子どもの読書活動の推進	決算額	2,428(5,792)
目的	生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、子ども一人ひとりの発達や読書経験に応じて、楽しむ、学ぶ、調べる等多様な目的に応じた幅広い読書活動の機会を提供する。		
事業内容	・初めての絵本との出会いを提供するブックスタートを、3・4か月児健康診査時に、年間 24 回実施し、４７３名の参加があり、参加率 100％であった。 ・幼児期の子どもに良書を届けるため、幼稚（保）園、保育所（園）に対し、間 12 施設にブックパックの貸出を実施した。 ・ボランティアと協働の下、中央図書館及び子育て支援施設等において、年間 256 回おはなし会を実施し、6,365 名の参加があった。なお、大規模改修工事に伴い、中央図書館でおはなし会を実施していたボランティア団体は、8 月から市内各施設で代替開催している。 ・委託業務により、児童フロアへ育児コンシェルジュを配置し、読み聞かせや本の紹介・相談を 306 件行った。また、読書応援タイム（育児コンシェルジュによる図書館託児）を 12 日実施し、80 人の利用があった。　なお、大規模改修工事に伴い、7 月末まで実施。 ・全ての子どもに対する読書活動推進の取組の一つとして、学校及び関係施設に配置しているリーディングトラッカー（読書補助具）の活用を通じ、読書バリアフリー環境の整備に努めた。配置施設数は、小・中学校を含む 18 施設であった。 ・子育て支援センターが開催する「パパの読み聞かせ講座」及び生涯学習課が開催する「守谷学びリレーション」において、親子で楽しむ読み聞かせのアドバイスや実演を行い、家庭における読書活動の普及啓発に努めた。		
課題・対応方向	・ブックスタートやおはなし会等により乳幼児期からの読書機会は提供されているが、家庭における読書習慣の定着には課題があることから、保護者向け資料やワークショップ等を通じ、乳幼児期からの読書習慣の形成を支援する。 ・ブックパックやおはなし会などの事業は一定規模で実施しているものの、中央図書館の大規模改修工事の影響を踏まえると、安定的な実施体制の確保が課題となっている。このため、令和９年２月のリニューアルオープン		

	を契機に、中央図書館の新施設・新設備を活用した事業運営に加え、市施設の活用や出張形式による実施など、多様な運営方法を組み合わせることで、継続的かつ安定的な読書機会の提供を図る。 ・リーディングトラッカーの配布により読書バリアフリーの環境整備は進んでいるが、さらなる活用の広がりが求められることから、学校・施設における活用促進を図り、読書支援環境の充実につなげる。 ・家庭における読み聞かせ習慣の形成に向け、継続的な普及啓発が必要であることから、関係課と連携し、親子で読書に親しむ機会の充実を図る。
外部からの意見	・図書館の休館により、コンシェルジュ業務がなくなってしまうのが残念。リニューアル後も続けて欲しい。（図書館利用者）
担当課	中央図書館

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
おはなし会の開催施設数	5施設	29施設	26施設	20施設	20施設	A
団体貸出利用施設率	23%	44%	46%	40%	50%	B

事業名	2-1-5 計画的な生涯学習関連施設の整備	決算額	1,039,793(563,250)
目的	生涯学習関連施設の管理や整備、有効活用など、市民が安全に学習活動を行うことができる環境を提供する。		
事業内容	・北守谷公民館改修工事（令和 6～7 年度継続） ・中央図書館大規模改修工事（令和 7～8 年度継続） ・守谷市民交流館照明改修工事（LED 化） ・もりや学びの里改修工事（社会福祉協議会移転に伴う諸室改修） ※改修済：中央公民館（平成 30～31 年度）、郷州公民館（令和 5～6 年度） 改修予定：高野公民館（令和 9～10 年度）		
課題・対応方向	・改修を実施した施設においても、改修箇所以外の部位や経年変化に起因する不具合が生じることがある。 ・改修後も経年変化や予期せぬ不具合の発生可能性を考慮し、定期的な目視確認や巡回点検を継続的に行うことで、施設の健全性を維持し、不具合の未然防止に努める。		
外部からの意見	・北守谷公民館の改修で新設されたアートギャラリーがとても良い。（個展開催者） ・質の高い設備を備えた集客力のある「文化ホール」を作って欲しい。（公民館ホール利用者） ・図書館の休館によって必然的に公民館を利用するようになったが、あらためて公民館や公民館図書室の魅力を感じることができた。図書館のリニューアルを楽しみにしている。（図書館利用者）		
担当課	生涯学習課、中央図書館		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
大規模改修済の生涯学習施設の割合	20%	40%	60%	80%	80%	C

事業名	2-1-6 安心できる子どもの居場所提供	決算額	417,968(358,813)
目的	学校施設をはじめ、子どもたちにとって安心・安全な活動拠点を設け、地域の方々の協力を得て、「放課後子ども教室」と「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」を一体的に実施し、遊び、勉強やスポーツ・文化活動を通して交流を図る。		
事業内容	・各小学校敷地内及び近接地に放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を開設し、保護者が就労等により昼間留守家庭となる小学生を対象に、遊びや集団生活の場を提供している。 ・以下の新規事業の実証に向けた準備を進め、多様なニーズに対応するとともに、保護者の負担軽減や子どもが安心できる居場所づくりを推進した。 ①放課後チャレンジ教室事業（令和８年度実証事業） 御所ケ丘小学校、郷州小学校をモデル校に、週 2 回程度、漢字・算数検定に向けた学習補助や運動（スナッグゴルフ）体験などのプログラムを実施。 ②早朝の子どもの居場所づくり事業（令和８年度実証事業） 黒内小学校をモデル校に、平日の登校前午前７時１５分から午前８時まで、読書や自習など静かに過ごせる居場所を設置し、見守りを行う。 ③放課後の学校施設の有効活用（タイムシェア型推進）（令和８年度から随時） 児童数の増加や既存の児童クラブ専用施設の老朽化に対応するため、学校の余裕教室や特別教室等を放課後の時間帯に児童クラブ室として切り替えて活用（タイムシェア）する。 ※年度末時点の部屋数・定員 公設児童クラブ：全 38 室・定員 1,490 人 民設民営児童クラブ：全 4 室（全 3 事業者）・定員 117 人		
課題・対応方向	・既存の児童クラブの一部は開設から年数が経過し、建物の老朽化や設備の劣化が進んでいる。 ・今後は、子どもたちの安全で快適な居場所を確保するため、学校施設を活用したタイムシェア型の取組を推進していく必要がある。この取組は、守谷市議会重点事業評価における提言を受けている。 ・保護者ニーズの多様化に対応するため、付加価値サービスの実証事業を実施し、子どもたちの放課後等の居場所づくりについて検討・検証する必要がある。		
外部からの意見	・学校の授業では体験できない工作やスポーツなどの体験ができて楽しい。放課後に友達とたくさん遊べるのがうれしい。（放課後子ども教室参加児童） ・児童数が増加しているため、児童クラブの受入枠が確保されているか不安であった。学校の教室を有効活用する等の対応で、待機児童を出さない取組を今後も維持してほしい。（児童クラブ利用保護者） ・新規事業で児童の居場所が増え、親不在の時間の安全性が確保されるのは良いことだと思う。（放課後子ども総合プラン実行委員）		
担当課	生涯学習課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
児童クラブの待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人	A
放課後子どもプラン利用率 ※R3/R4は、子ども教室未実施	33.0%	37.3%	43.1%	40.0%	35.0%	A

（２）スポーツを楽しむ環境づくり

単位：千円(前年度)

事業名	2-2-1 スポーツを気軽に楽しめる機会の創出	決算額	573(675)
目的	子どもから高齢者まで、また、障がいのある人もない人も、これまでスポーツをしなかった人も、より多くの市民が日常的にスポーツを楽しむことができる機会・場を提供する。		
事業内容	・スポーツ月間（10月）に「あそビバ！in守谷」を開催し、運動や遊びを通じて運動の基礎を学びながら、親子でボール遊びを楽しむイベントを実施した。特に参加が比較的少ない30～40代の子育て世代に対し、運動体験の場を提供した。 ・学校体育館やグラウンドを学校教育に支障のない範囲で開放し、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び体力づくりの場として活用した。		
課題・対応方向	・成人における週1回以上の運動実施率向上に向け、身近な場所で運動・スポーツに親しめる環境づくりと、生涯にわたる運動習慣の継続が課題である。 ・引き続き、市スポーツ協会や企業、地域団体等と連携し、成人が日常的に運動に親しめる機会を創出し、習慣化を促進する必要がある。 ・忙しい世代でも手軽に始められ、楽しみながら継続できる運動プログラムやイベントの企画・実施に取り組む。 ・学校体育施設の定期使用団体で利用枠が埋まっており、一時的な利用を希望する団体が施設を使用しにくい状況にある。 ・定期使用団体と一時使用団体のバランスを見直し、より多くの団体が利用できるよう、利用枠や時間配分等を検討する。		
外部からの意見	・スポーツ施設の予約がなかなかとれない。（市民） ・家庭では親子で一緒に運動をする機会が少ないため、集中して子どもと向き合うことができた。同様のイベントがあれば参加したい。（あそビバ！in守谷参加者） ・元トップアスリート選手との交流を通じて、スポーツが特別で遠いものではなく、より身近な活動として感じられた。（あそビバ！in守谷参加者） ・運動習慣が低いのが50～60代女性と聞き、大変驚いた。この層の方々が運動する機会を増やすための方策を検討する必要があると感じた。ぜひお手伝いさせていただきたい。（スポーツ推進委員）		
担当課	生涯学習課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
成人の週1回以上のスポーツ実施率	31.3%	45.6%	44.8% (※)	50.0%	50.0%	B

※ 市民アンケートが未実施のため、令和7年度実施事業参加者アンケートにおける「運動する時間が取れている」と回答した人の割合を代用した。

事業名	2-2-2 子どものスポーツ活動の推進	決算額	4,218(3,171)
目的	・子どもたちの健やかな成長に向けて、スポーツによる青少年の健全育成を支援する。 ・子どもが運動・遊び等を通じてスポーツに親しむ習慣や意欲を養い、体力の向上を図る機会を提供する。		
事業内容	・スポーツ少年団活動の周知を推進し、活動を支援した。 ・スポーツ少年団が守谷市の代表として出場する全国大会等の遠征費を助成し、活動を奨励した。 《全国大会出場チーム》 ・大井沢バドミントン少年団（バドミントン男子） ・スポーツ少年団守谷クラブ（ハンドボール女子）　全国第３位 ・小学校低学年児童を対象に、正しい走り方を身に付ける「走り方教室」、ボールを遠くに投げられるコツを学ぶ「投げ方教室」を開催し、子どもの体力・運動能力向上を図る機会を提供した。 ・ヤクルト球団による出前授業「投げ方教室」を小学校３校（大井沢小学校、高野小学校、守谷小学校）で実施した。講師からボールの持ち方、遠投のコツのみならず、たくさんチャレンジすること、人の話をしっかり聞くことなどのアドバイスをいただいた。 ・NEC グリーンロケッツによるタグラグビー教室を小学校４校（守谷小学校、松前台小学校、郷州小学校、大井沢小学校）、日本ブラインドサッカー協会によるブラインドサッカー体験教室を大井沢小学校で実施した。		
課題・対応方向	・子どもの体力低下は、将来的な生活習慣病の増加やストレス耐性の低下を招く懸念がある。 ・今後も、子どもたちが楽しみながら「走る・跳ぶ・投げる」といった基礎動作を習得できる体験機会を提供する。 ・スポーツ少年団活動を通じて、心身ともに健康で明るく元気な子どもを育成し、運動・スポーツに親しむ習慣と体力の向上を図る。		
外部からの意見	・スポーツ少年団の情報発信をより積極的に協力してほしい。(スポーツ少年団関係者) ・投げ方の基本から教えてもらえて子どもにとってよかった。(投げ方教室アンケートより) ・自分では正しく教えることが難しいと思うため、次年度も続けて参加したい。(投げ方教室アンケートより)		
担当課	生涯学習課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
スポーツ少年団の団員数	547 人	539 人	504 人	530 人	650 人	C

事業名	2-2-3 スポーツにかかわる組織の育成と連携・協働の推進	決算額	20,733(20,491)
目的	スポーツ推進を担う人材の発掘・育成・活用を進めるとともに、市スポーツ協会との連携・協働により、総合型地域スポーツクラブの創設を促進するなど、スポーツを取りまく様々な資源を有効に活用する。		
事業内容	・スポーツ推進委員の指導により、学校行事、児童クラブ、自治会・町内会		

	等に、だれもが気軽に楽しめるスポーツ（ボッチャ・モルック）を提供した。 ・市スポーツ協会が、スポーツ振興施策を総合的に推進するためのパートナーとして成長できるよう、市職員 1 名を派遣し、組織の基盤整備及び運営体制の強化を図った。
課題・対応方向	・市スポーツ協会の自主財源確保を含む運営基盤の更なる強化が課題である。 ・市スポーツ協会の職員間や対外組織との情報共有・伝達に改善の余地があった。 ・市スポーツ協会の自立を促進し、運営基盤の強化に向けた支援を継続する。 ・協会職員の人材育成を目的とした市職員の派遣を継続し、組織内外の情報共有と連携を強化することにより、スポーツ推進を担う人材の発掘・育成・活用を推進し、市スポーツ協会との連携・協働を深める。
外部からの意見	・スポーツ推進委員によるイベント企画や意見交換をより活発にできると良いと思う。（スポーツ推進委員） ・地域のスポーツイベントや活動の情報がもっと一元的に、分かりやすく提供されると良いと思う。どこで何が開催されているか見つけにくいときがある。（市民）
担当課	生涯学習課

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
スポーツ協会の会員数	1,484 人	1,748 人	1,612 人	1,700 人	1,900 人	B
スポーツボランティア登録数	50 人	45 人	45 人	50 人	75 人	C
スポーツ推進事業に関わったボランティアスタッフの人数	10 人	793 人	818 人	850 人	1,100 人	C

事業名	2-2-4 スポーツを活用した地域活性化	決算額	9,645(10,085)
目的	スポーツを他の様々な資源と結びつけることで、地域の魅力づくりの核とし、地域経済の活性化など地方創生につなげる。		
事業内容	・市のイメージアップや、関係人口・交流人口の増加につながる「第 42 回守谷ハーフマラソン」を開催した。課題である財源確保に向けて、クラウドファンディングを初めて実施した。 ・道路環境の変化により、日本陸上競技連盟が定める規定に基づくコース距離の誤差が生じたため、計測作業を実施し、普段は走れない守谷トンネルやつくばエクスプレスと並走できる開放感あふれるコースを維持することができた。 ・スポーツ月間（10 月）に、「MORIYA リレーマラソン」（市スポーツ協会共催）を開催し、市内外から集まったあらゆる年代構成のランニングチームがレースを楽しみ、大会を通じて参加者相互の交流が図られた。 ・参加者相互の交流と親睦を図る機会を提供するため、市スポーツ協会競技専門部の運営により、軟式野球大会、バドミントン大会、バレーボール大会、バスケットボール大会、ソフトテニス大会、テニス大会、ソフトボー		

	ル大会、グラウンドゴルフ大会及び卓球大会を開催した。(一部の競技で市外からの参加者受入可)
課題・対応方向	・守谷ハーフマラソンは、市の一大イベントとして定着しており、地域経済の活性化や市民の健康増進など多くのメリットをもたらしている。一方で、さらなる発展のためには、資金調達や人材育成、地域との連携強化、市民の関心向上などの課題解決が必要である。 ・スポーツイベントへの参加を通して、市民の運動習慣定着や地域活性を実感できるような仕組みを作る。
外部からの意見	・手荷物の管理（置き方、動線、人員配置）に課題があるため、改善が必要なのではないか。(守谷ハーフマラソン参加者) ・周辺の景色や沿道からの声援、太鼓演奏などを楽しみながら気分よく走ることができた。(守谷ハーフマラソン参加者) ・20 年ぶりに参加した。コース変更により走りやすくなり、ペースランナーやゲストランナー、ゆるキャラ登場など、全体的に充実した大会であった。(守谷ハーフマラソン参加者) ・ゲストランナーやペースランナーの招待は、大会が盛り上がり、よかったと思う。(守谷ハーフマラソン運営委員)
担当課	生涯学習課

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
守谷ハーフマラソンエントリー数	未実施	5,197 人	6,184 人	5,500 人	5,000 人	A
スポーツ振興事業参加者数(守谷ハーフマラソン除く)	326 人	2,743 人	2,935 人	3,000 人	3,000 人	B

（３）心の豊かさを育む芸術・文化の振興

単位：千円(前年度)

事業名	2-3-1　芸術・文化に触れる機会の充実	決算額	5,500(5,356)
目的	公共施設の設備や特色を生かした事業展開を行うとともに、多様な芸術・文化を紹介し、気軽に参加できる活動や芸術・文化に触れる機会を提供する。		
事業内容	・第 41 回を迎えた「守谷市美術作家展」を通して、郷土に根付く美術作家の優れた作品を多くの市民が鑑賞した。また、会期中、洋画作家によるワークショップを開催した。小中学生をはじめとした市民が、作家の指導のもと実際にパステル画を描き、郷土作家と市民が交流する良い機会となった。 ・中央公民館アートギャラリーを利用し、守谷市美術作家展会員によるグループ展を年間通して開催し、市民が気軽に美術作品を鑑賞できる機会を提供した。 ・改修した北守谷公民館にアートギャラリーを新設し、市民サークルの活動発表や個展の開催によって、市民が芸術活動を披露できる場を創出した。 ・アーカスプロジェクトの活動をPRするとともに、国内外の若手アーティストとの交流や現代アートを知る機会を提供した。 ・アーカススタジオの移転(もりや学びの里内から高野小学校内へ)に向け、設置・管理法規の整備をはじめ、施設改修工事及び環境整備の準備を進めた。 ・中央公民館ホールを活用し、指定管理者による会場参加型音楽イベントや定期使用サークルによる音楽イベントを開催し、多くの市民に気軽に楽しく音楽を体		

	験できる場を提供した。
課題・対応方向	・美術作家展会員の全体的な高齢化が進む中、美術展の来場者が高齢層に偏っていることが大きな課題となっている。 ・今後は、持続可能な運営体制の確立と次世代の芸術・文化の担い手育成に向け、児童生徒の来場及び参加を促進するプログラムの企画や、学校現場と連携した周知活動を強化し、幅広い世代の参画を促す必要がある。
外部からの意見	・アーカススタジオの移転を機に、学校活動や放課後活動と連携し、子どもたちが本物の芸術や国際的な文化に触れられることを望む。（高野小PTA本部役員） ・市内にこれほど高い技術や感性を持った優れた作家がいることを知り、郷土に対する誇りと愛着が深まった。（美術作家展鑑賞者） ・地域在住の作家によるギャラリートークやワークショップは、身近に芸術を感じられる貴重な場として、今後も継続して開催してほしい。（美術作家展鑑賞者）
担当課	生涯学習課

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
直近1年間に芸術・文化に親しんでいる市民の割合	34.1%	48.6%	43.3% (※)	57.0%	57.0%	C
中央公民館ホールを活用した芸術・文化事業開催数	15回	58回	74回	74回	50回	A

※ 市民アンケートが未実施のため、令和 7 年度末(3 月 1 日現在)の人口に対して、中央公民館ホールの芸術・文化事業、美術作家展、芸術祭、アーカスプロジェクト事業の来場者数の割合を代用した。

事業名	2-3-2 芸術・文化活動の支援	決算額	1,700(1,700)
目的	芸術・文化活動は人々に安らぎや生きがいを与え、連帯感やコミュニケーションにつながることから、守谷市文化協会やサークルの自主的な芸術・文化活動を支援する。		
事業内容	・各種サークル・団体を統括する守谷市文化協会（以下、「市文化協会」という。）を支援し、芸術・文化の振興と普及、活動の推進を図った。 ・芸術文化活動団体のそれぞれの特性を生かした活動が活性化し、その成果を多くの市民に提供できるよう、基準を満たした事業に関して後援承認し、必要な情報発信を行った。		
課題・対応方向	・文化活動の基盤を支える市文化協会において、組織の高齢化が課題となっている。また、運営体制を維持するための事務局員不足も深刻化している。 ・今後は、事務局体制を軌道に乗せて運営の安定化を図るとともに、効果的な情報発信や次世代への文化継承を支援していく必要がある。		
外部からの意見	・長年培ってきた地域の伝統や文化活動を途絶えさせてはならないという使命感がある。日頃の成果を披露する場が維持されていることは、生きがいや活力になっている。（市文化協会関係者） ・SNS等を活用した魅力発信や学校等との連携を強化し、若年層や現役世代が新しく参画しやすい環境を整えてはどうか。（市文化協会関係者）		
担当課	生涯学習課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
文化協会事業開催数	8回	27回	21回	25回	30回	C

（４）歴史・文化資産の継承

単位：千円(前年度)

事業名	2-4-1　歴史・文化財を知る機会の提供	決算額	13,725(7,159)
目的	積み重ねてきた歴史・文化を尊重するため、子どもたちをはじめ市民が市の歴史・文化や文化財を知るとともに、保存・活用しようとする意識の高揚を図る。		
事業内容	・守谷市指定有形文化財に新たに3点の文化財を指定した。 ・市の歴史や文化財を知る機会を提供するため、ウォーキングやランニングで地図をもとに時間内に指定文化財所在地等を回り、得点を集める「第３回守谷の歴史満喫ロゲイニング（ナビゲーションスポーツ）」を開催した。指定文化財所有者に事前に了承を得て、公開可能な文化財を地図に掲載した。市内外から集まった参加者が、実際に文化財を見て所有者から説明を聞ける貴重な機会を提供できた。 ・足立区より、大木御霊山に由緒のある「建武元年の板碑」の寄付を受け入れた。板碑は市観光協会に寄託し、調査を依頼するとともに、拓本を取ってもらい、市民交流館（大木地内）に由緒書きとともに展示した。 ・守谷市の歴史・文化を網羅的に閲覧できる「守谷市デジタルミュージアム」のキッズページに、遊びながら守谷市の歴史や文化財を学べるコンテンツ『もりやマスタープログラム（学習）・もりやっこ検定（クイズ）・もりやっこパズルパーク（文化財パズル）』を追加した。 ・「はにわ作り体験教室」を開催し、作るだけでなく、その由来を学ぶ機会を提供し、幅広い年代が参加した。体験教室内では、郷州原遺跡から出土した土器を展示するコーナーを設け、参加者が実際に土器に触れ、地域の歴史を感じる機会を創出した。		
課題・対応方向	・埋蔵文化財専門職員の配置がないため、大規模開発に伴う試掘調査に自前で対応できないことが課題となっている。 ・専用の保管施設が不足し、出土品が複数箇所に分散しているほか、高温多湿な倉庫に保管されるなど管理環境も適切とは言えない状況にある。 ・今後は、県に出土品の市譲与を申請し、市の判断で保存・活用できる体制を整える。また、専門職員の配置に加え、他団体との連携や外部専門家の活用など、多方面から適切な保管環境の整備を検討し続ける必要がある。		
外部からの意見	・「守谷市デジタルミュージアム」の取組は素晴らしい。写真と説明が一致しているかの確認など、考古学を専攻していたため、困った際には協力させていただく。（市民） ・「はにわ作り体験教室」は、丁寧な指導と充実した内容で、とても有意義で楽しい時間を過ごせた。（参加者）		
担当課	生涯学習課		

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
市内の指定文化財の件数	21件	21件	24件	25件	22件	A

事業名	2-4-2　歴史的資源を活用したまちづくりの推進	決算額	－
目的	地域の文化財の特徴を周辺環境も含めて学び、理解し、共有するとともに、都心近接でありながら自然豊かな環境を持ち合わせる市の魅力を生かし、郷土の誇るべき資源を次世		

	代に継承するとともに、ひとづくり、まちづくりに活用する。
事業内容	・市民団体等が行う自然環境・文化資源の活用による地域づくり（守谷城址の整備、一里塚・廿三夜尊・守谷小西側土塁の除草作業、立沢里山の保全、高野公民館山百合の生育など）の活動を支援した。 ・郷土の魅力を保全し、個性的で活力ある地域を形成するため、歴史文化資源のデジタルアーカイブ化を推進するとともに、コミュニティ・スクール等と連携した地域人材の積極的な活用、及び自然環境と一体となった歴史的資源（守谷城址・守谷野鳥のみち）を活用し、地域住民の郷土愛の醸成や資源への誇りを育み、まちづくりにつなげる取組を推進した。
課題・対応方向	・まちづくりを担う市民団体の高齢化が進み、後継者のなり手不足が深刻な課題となっている。 ・今後は、活動の持続的な継承に向け、学校活動や地域学校協働活動と連携した体験プログラムを創出する。 ・SNS等を活用した効果的な情報発信により、若年層や現役世代の参画を促す必要がある。
外部からの意見	・都心からつくばエクスプレスですぐの場所に、これほど見事な城址の遺構と、広大で美しい鳥のさえずる遊歩道があることに感動した。自然と歴史が見事に融合した素晴らしい環境であり、何度でも訪れたい。（市外からの来城者） ・きれいに整備されていて各所に説明板もあるので初心者でも見学しやすく、見どころもたくさんあるので大変おすすめの城跡です。（市内の来城者）
担当課	生涯学習課

成果指標	R2(基準値)	R6	R7	R8(見込)	目標値	達成状況
歴史・文化の伝承に連携・協力する団体数	1団体	1団体	1団体	2団体	2団体	C
野鳥のみち・守谷城址を訪れた人数	113,444人	112,000人	127,825人	100,000人	67,100人	A

◇施策実現のための主な取組に対する点検評価委員の意見

Ⅰ　教育改革の推進

(1)確かな学力の推進

・「児童生徒の学力の向上と教職員の働き方改革の両立」という困難な二つの課題に対し真正面から取り組み、着実に成果を上げている守谷型カリキュラム・マネジメントは、完成期、円熟期に入っているように感じる。全国的に見てもグッドモデルとして、さらにいいものにしていってほしい。

・学習支援ティーチャーの配置によって、支援を要する児童へのチームティーチングによる指導の充実が図られてきている。複数人で個に応じたきめ細やかな学習支援が効果的にできるよう質の高い支援体制づくりを目指してほしい。

・市費負担による教科担任の配置は、専門分野の教科学習指導を担い、授業の質向上によって児童の意欲が高まり、同時に学級担任の働き方の改善等につながっていく大変意義のある有効な施策である。

・３、４年生は、他の学年に比べて人数配置が手薄であると感じる。高学年から専科教科の時間に応援に来ていただいたり、３・４年生にも専科授業の時間を設け

るなど、工夫してほしい。

⑵豊かな心を育む教育の推進

・いじめや不登校対策は引き続き全国的な課題になっている。最近はＳＮＳのトラブルもあり、これはといった特効薬はないのが現実だと思うが、引き続き未然防止に取り組んでいってほしい。
・市内全校で足並みをそろえて不登校の未然防止及び早期対応に努めている。また、いじめ防止対策については、いじめ解消を目指して各校、そして市内全体で着実に取り組んでいる。更なる解消率の向上を期待したい。
・昨年度の情報モラル研修のように、教職員向けの一部の研修が公開されれば参加したい保護者もいると考える。
・情報の正しく充実した使い方に慣れさせることで、モラル感を養うことが大切だと感じた。紙とデジタルどちらもダイナミックに併用しながら、様々な課題に対応する思考力が醸成されることを期待する。

⑶健康と体力を育む教育の推進

・ヤクルトスワローズの移転や新しい給食センターなど、運動や体力の向上、健康に対する機運は高まっていると思います。この機会に、さらに健康と体力を育む教育にも取り組んでいってほしい。
・酷暑対策や水泳授業のあり方等についての課題解決が望まれている現状は見逃せない。
・体力テストで劣る内容について各校、さらには市内で分析し、体育授業内で計画的に工夫した実践を展開して課題克服を目指していただきたい。
・学校の時間内では体力作りのプロセスを提供することが難しくなっている。体力は、筋力と精神力を合わせた概念だと考えているので、基礎体力は生きる力だとして、改めて社会課題として注目されることを願っている。

⑷グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進

・中学３年生の英検３級取得率が高い。コミュニケーションツールとして、英語は必須だと思うので、継続して英語教育の充実に取り組んでいってほしい。
・児童生徒が発達段階に応じて ICT 機器を効果的に活用し、また今後、生成 AI を活用して得られる学習効果を確認しながら、探求的な学びや個別最適化された学びにつないでいくための学習・指導体制を整えていくことが重要と考える。

⑸地域とともにある学校づくり

・コミュニティ・スクールについては、どの市町村も苦労しているところかと思う。「地域学校協働活動」には地域コミュニティの活性化が期待できると思うので、多くの方が「学校（子どもたち）の応援団」になってくれることを期待している。
・コミュニティ・スクールの導入が進んでいるところ。令和８年度の市Ｐ連行事で

は、高校生やまち協に直接お願いしてご協力いただくこととなった。コミュニティ・スクールの仕組みを上手に使えなかった反省はありつつ、コミュニティ・スクールがあったから声をかける発想に至ったとも考えており、感謝している。

⑹学びを支える環境づくり

・守谷市の教員のＩＣＴ活用力と指導力は、高い水準で安定しているのは、守谷市が他市町村に先がけてＩＣＴ機器の活用に取り組まれてきた成果だと思う。
・平日の部活動に部活動指導員を配置し、休日の指導を担う指導者を市スポーツ協会が管理、育成し活用していく方向で推進されていることは、教職員の負担感を大いに軽減していると考えられる。
・地域クラブ活動のモデル事業として地域クラブを発足させ、学校部活動を地域クラブが継承する体制を整え、支援している点は他市町村に先駆けており、模範である。今後もさらに継続的に推進し、発展させていくことを期待する。

２　生涯学習の推進

⑴自主的な学習活動の支援と機会・場の提供

・中央図書館の対規模改修工事に伴い、様々な取組をしていること、まさに「ピンチをチャンスに」のすばらしい取組だと思う。読書活動は、知識を得るだけでなく、情操教育や豊かな心の育成にも役立つと思うので、継続して取り組んでほしい。

⑵スポーツを楽しむ環境づくり

・スポーツに関する環境整備が着々と進んでいると感じた。守谷市の新たな魅力として、スポーツ都市としても発展していくことも期待している。
・誰でも日常的にスポーツに触れ、楽しむことができる場と機会を創り出している。間もなくヤクルト球団施設と同時に市運動施設も新設される予定なので、これまで以上に身近にスポーツ活動ができる環境を整備してほしい。
・子どもたちに運動ブームが起きるよう、定期的にプロ(元プロ)スポーツ選手との交流があると刺激になるのではないかと思う。今後も機会の創出をお願いしたい。

⑶心の豊かさを育む芸術・文化の進行

・図工や美術が好きな児童生徒もいるので、そのような子たちが質の高い芸術や文化に触れることはとてもいいことだと思う。ぜひそういう機会を増やしてほしい。

⑷歴史・文化遺産の継承

・新しいことだけでなく、守谷市の歴史や文化財を知ってもらう取組として、ロゲイニングやデジタルミュージアムはとてもいいと思う。自然環境・文化資源の整備、貴重な歴史遺産の保管なども含めてたいへんだと思うが、人づくり、まちづくりにうまく活用してほしい。

〈点検評価委員会委員 総括意見〉

令和７年度守谷市教育委員会の活動に対する全体評価として、点検評価委員の皆様からいただいた総括意見は以下のとおりです（掲出は 50 音順となっています）。

元取手市立藤代南中学校校長
取手市教育委員会スポーツ振興課　学校教育指導員　　黒羽　勉

今回も丁寧な説明をありがとうございました。「守谷市教育大綱」では「教育改革の推進」と「生涯学習の推進」を柱として進められているとのこと。教育の目標は人づくりにあると考えますが、守谷市におかれましては、各施策で「あるべく未来の姿」を設定することで、市の教育目標である「新しい時代をたくましく生き抜く人づくり」が、より充実された形で達成されているということに感銘を受けました。

「不易と流行」と言われますが、現在の学校の様子を見ますと、複雑かつ多種多様な教育課題が次々出現し、とれを取っても簡単なものはなく、課題解決の時間を取られすぎて、元々ある教育や学校の良さを見失いがちになっていると思います。しかし守谷市では、総合教育会議の開催をはじめ、市長、教育委員会、市役所の関係部署が意思疎通を図り、一体となって教育行政を進められているところが、一番の強みではないでしょうか。

現代社会は、何が起こるがわからない予測不能の時代と言われています。そんな中で、子どもたちの笑顔を守るため、学校内外の教育環境を整えるため、日々奮闘されている教育委員会の皆様に敬意を表するとともに、益々のご活躍を期待しております。私自身も大変勉強になりました。ありがとうございました。

元常総市立水海道中学校　校長
守谷市総合教育支援センター「はばたき」相談員　　増田　徹

守谷市では、教育改革による充実した学校教育の実現に向け、積極的かつ継続的に予算をかけて様々な施策の推進に取り組まれていることが大変素晴らしいです。

学校教育においては、令和元年度から学校教育改革プランがスタートし、継続され未来を見据えて守谷型教育改革「もりやビジョン」へと受け継がれていると認識しています。これまでの様々な教育ニーズの多様化や学習意欲や学力の向上、いじめ・不登校問題への対応といった様々な喫緊の課題に対して課題解決を目指し、柴らしい取り組み、実践が推進されています。その中で「守谷型カリキュラムマネジメント」や個に応じた「守谷型ラーニングスタイル」でのＩＣＴ、生成ＡＩ活用への取り組み、世界とつながる「守谷型英語・グローバル教育」、「いじめ・不登校ゼロパック」、「部活動の地域移行推進」等といった重点施策を打ち立てて実践していることが成果となって表れ、注目されています。今後も、未来を見据えた事業、例えば生成ＡＩの活用等先進的な取り組みを推進しながら、個に応じた丁寧な指導も大切にし、更なる高みを目指して改善を図っていってほしいと願っています。

守谷の未来に生きる児童、生徒たち一人ひとりを大切にする教育を継続し、全力で支えていただいている教育委員会の皆様の益々のご活躍を期待しております。

守谷市立大井沢小学校ＰＴＡ会長

吉澤　寛子

教育委員会の多様な取り組みをお伺いし、守谷市教育に対する先進性と真摯な姿勢を強く感じました。ＩＣＴの活用や放課後チャレンジ教室の実施など、時代の変化や保護者のニーズに合わせた具体的な施策に大変感謝しております。

一方で、現場の先生方のサポート体制や各学年の人員配置、登下校を含めた子どもの安全・居場所づくりなど、今後も継続的な検討を望む声も実感いたしました。教育委員会・学校・保護者がより一層連携を深め、子どもたちが豊かな学びと健全な成長を図れる環境が広がっていくことを心より期待しております。

令和８年度（令和７年度対象）
教育委員会の点検・評価結果報告書

令和８年10月発行

MORIYA

守谷市教育委員会　事務局　学校教育課

報告第１０号

守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員について

守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員について、次の者を選任したので報告します。

番号	区分	氏名（敬称略）	備考
1	教育部長	小林（こばやし）　伸稔（のぶとし）	委員長
2	都市整備部長	浅野（あさの）　克夫（かつお）	
3	教育部次長	福島（ふくしま）　晶子（しょうこ）	
4	学校教育課長	染谷（そめや）　真人（まさと）	
5	中小企業診断士	中原（なかはら）　達夫（たつお）	（一社）茨城県中小企業診断士協会

※　任期　令和８年１０月１日～審査結果及び選定結果を教育委員会に報告を行った日まで

令和８年１０月２６日　報　告
守 谷 市 教 育 委 員 会
教　育　長　奈　幡　正

守谷市教育委員会告示第１１号

守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱を次のように定める。

令和７年８月２７日

守谷市教育委員会教育長　　奈　幡　　正

守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、プロポーザル方式による守谷市スクールバス運行業務において提出された提案書（以下「プロポーザル」という。）の適正な審査及び事業者の選定を行うため、守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

（１）教育部長

（２）都市整備部長

（３）教育部次長

（４）学校教育課長

（５）中小企業診断士　１人

（任期）

第３条　委員の任期は、第７条に規定する報告を教育委員会に行った日までとする。

（委員長）

第４条　審査委員会に委員長を置き、教育部長をもってこれに充てる。

２　委員長は、審査委員会の会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

２　会議の議長は、委員長とする。

３　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

５　会議は、非公開とする。

（所掌事務）

第６条　審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）プロポーザルの審査基準に関する事項

（２）プロポーザル及びプロポーザル提案者の審査に関する事項

（３）プロポーザル提案者の選定に関する事項

２　審査委員会は、プロポーザル提案者の選定及びプロポーザルの審査のため必要があると認めるときは、プロポーザル提案者その他の関係者に対し説明を求めることができる。

（報告）

第７条　審査委員会は、プロポーザルの審査結果及び提案者の選定結果を教育委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第８条　委員は、会議の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（謝礼）

第９条　第２条第１項第５号に規定する委員に謝礼を支給する。

２　前項の謝礼の支給額は、日額７，０００円とする。

（審査委員会の庶務）

第１０条　審査委員会の庶務は、守谷市教育委員会学校教育課において処理する。

（委任）

第１１条　この告示に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

報告第１１号

令和８年守谷市議会１０月臨時議会について（教育委員会関連分）

１　議案第８１号　工事請負契約の締結について
（松ケ丘六丁目地内旧結婚式場改修事業建設工事）Ｐ２～Ｐ４

議 決 日　令和８年１０月１４日
議決結果　原案　可決

令和 ８ 年１０月２６日 報告
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長　奈 幡　正

議案第８１号

工事請負契約の締結について
（松ケ丘六丁目地内旧結婚式場改修事業建設工事）

次のとおり工事請負契約を締結する。

１　契約の目的　松ケ丘六丁目地内旧結婚式場改修事業建設工事

２　契約の方法　公募型プロポーザル方式による随意契約

３　契約の金額　１，３０５，７００，０００円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
１１８，７００，０００円

４　契約の相手方

住　　所　　茨城県水戸市南町二丁目６番１３号

氏　　名　　前田・令和特定建設工事共同企業体

代表者氏名　　前田建設工業株式会社　茨城営業所
所長　谷　干城

令和　８　年１０月１４日　　提　　出

守谷市長　　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　　原案　決

提案理由（議案第８１号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、松ケ丘六丁目地内旧結婚式場改修事業建設工事の工事請負契約の締結です。当該工事は、既存建物を行政機能及び教育関連施設に必要な公共的・公益的機能を備えた施設へ改修するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

参考資料

様式第３号（第１０条第３項）

建設工事請負仮契約書

１　工　事　名　　松ケ丘六丁目地内旧結婚式場改修事業建設工事

２　工事場所　　茨城県守谷市松ケ丘六丁目６番地３

３　工　　期　　議会の議決を得た日の翌日
令和８年　　月　　日　　から

令和１０年３月３１日　　まで　　日間

４　請負代金額　　￥１，３０５，７００，０００－
うち取引に係る消費税及び
地方消費税の額　　￥１１８，７００，０００－

５　契約保証金　　請負代金の１００分の１０以上

６　支払条件
前金払：　請負代金額の４０％以内
（令和８年度に支払う。ただし、協議書に定める令和８年度の支払限度額（５１８，５２４，０００円）以内とする。）
部分払：　無
中間前金払：　請負代金額の２０％以内（第５５条第３項に定めるところによる。）
残　額：　竣工払

７　その他の特定条件　　第３７条、第３８条、第３９条、第４０条及び第４１条は適用しない

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。
なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

令和８年１０月５日

発注者　住所　茨城県守谷市大柏９５０番地の１
氏名　　守谷市長　　松丸　修久

受注者　　前田・令和特定建設工事共同企業体
代表企業住所　茨城県水戸市南町二丁目６番１３号
代表者氏名　　前田建設工業株式会社　茨城営業所
所長　谷　千城